

平成 29 年度

全国知的障害児入所施設 実態調査報告

全国知的障害児入所施設
実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
児童発達支援部会

はじめに

平成29年度全国知的障害児入所施設実態調査を報告するにあたり、調査にご協力いただいた皆様に厚く御礼を申し上げます。

平成24年度4月に改正児童福祉法が施行され、障害児入所施設においては、20歳以上の在所延長規定が廃止されました。この改正を受けて平成30年3月末までの経過措置が設けられていましたが、さらに平成33年3月末まで延長されることとなりました。

本調査結果では「経過的障害者支援施設の指定」について、前回（28年度）調査では、「受けている」が98事業所（62.0%）、「受けていない」が45施設（28.5%）であったのに対して、今回の調査では、「受けている」が81施設（50.9%）、「受けていない」が64施設（40.3%）となっています。経過的障害者支援施設の指定を「受けていない」施設は、20歳以上の入所者のいない「完全通過型施設」として運営を始めている施設であることが推察されます。前回調査と比して「受けていない」施設が増加していることは、各施設において20歳以上の入所者への移行支援に尽力していることがうかがえます。

児童の入所時の年齢については、中学校卒業年齢の15歳が一番多く559人（11.5%）、次いで小学校入学年齢の6歳が444人（9.2%）、小学校卒業年齢の12歳が373人（7.7%）となっています。一方、5歳児以下の児童は570人（16.0%）で前回調査から30名の増加となっていますが、小学校入学年齢（6歳）と合わせると、1,014人（28.5%）で入所年齢の低年齢化がうかがえます。

また小規模グループケア加算については、加算を受けている施設は前回調査23施設（14.6%）から、27施設（17.0%）に増加していますが、それでもまだ2割に満たない状態にあります。生活の場は小規模であることが適切であると考えられるため、今後さらに生活環境の整備が進んでいくことが望まれます。

今年度は本調査と合わせ、緊急調査として昨年度に引き続いて「平成29年度障害児入所施設の移行状況と今後の運営体制に対する調査」を実施いたしました。その調査結果は20歳以上の在所延長規定の廃止にかかる経過措置の延長と移行支援体制の充実に関する要望を行う上での基礎資料となりました。

今回の調査は236施設に対して実施し、回答数は159施設で回収率67.4%でした。回収率は平成26年度68.7%、平成27年度67.8%、平成28年度65.6%と年々低下する傾向にあります。本調査は施設入所時の年齢の低年齢化、虐待児への対応、入所者の移行支援、職員の配置等、多くの課題が山積している中で、要望・提言につながる基礎資料となります。ご回答をいただくにあたっては、ご負担をお掛けいたしますが、趣旨をご理解の上、次年度以降も皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

平成30年3月

児童発達支援部会

副部会長 岡 崎 俊 彦

目 次

はじめに	75
調査経過	78
I 施設の状況	79
1. 施設数	
2. 設立年代	
3. 経過的障害者支援施設の指定状況	
4. 児童の出身エリア	
5. 定員の状況	
6. 在籍の状況	
(1) 在籍数	
(2) 在籍率	
7. 措置・契約の決定率	
II 児童の状況	86
1. 年齢の状況	
(1) 在籍児の年齢の状況	
(2) 在所延長児童の状況	
(3) 入所時の年齢	
2. 在籍期間	
3. 入所の状況	
(1) 入所児数	
(2) 入所の理由	
(3) 虐待による入所の状況	
4. 退所の状況	
(1) 退所児数	
(2) 入退所の推移	
(3) 進路の状況	
5. 家庭の状況	
(1) 家庭の状況	
(2) 帰省・面会の状況	
6. 就学の状況	
7. 障害の状況	
(1) 障害程度の状況	
(2) 重度認定の状況	
(3) 重複障害の状況	

8. 行動上の困難さの状況	
9. 医療対応の状況	
(1) 医療機関の受診状況	
(2) 服薬の状況	
(3) 入院の状況	
(4) 契約制度の影響	
Ⅲ 施設の設備・環境と暮らしの状況	108
1. 施設建物の形態	
2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成	
(1) 生活単位の設置数	
(2) 専任スタッフ数	
(3) 児童と直接支援職員の比率	
3. 「自活訓練事業」の取り組み状況	
Ⅳ 地域生活・在宅サービスの状況	113
1. 障害児等療育支援事業の実施状況	
2. 短期入所の実施状況	
3. 日中一時支援事業の実施状況	
4. 福祉教育事業の実施状況	
5. 地域との交流	
Ⅴ 施設運営・経営の課題	117
1. 施設の運営費	
(1) 加算の認定状況	
(2) 自治体の補助の状況	
2. 在所延長規定の廃止に伴う今後の施設整備計画	
(1) 障害者支援施設の指定状況	
(2) 今後の方針	
(3) 今後の児童施設の定員	
(4) 障害種別の一元化に向けた対応	
3. 在所延長している児童の今後の見通し	
4. 児童相談所との関係	
(1) 措置後の児童福祉司等の施設訪問	
(2) 児童相談所との連携	
(3) 18歳以降の対応	
5. 利用者負担金の未収状況	
6. 苦情解決の実施状況	
調 査 票 C	125

調査経過

本調査は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会の会員である知的障害児施設、自閉症児施設に対して調査票を送付して回答を得た結果の報告である。

調査対象 知的障害児・自閉症児施設の施設（236施設）に送付

調査日 平成29年6月1日

回答数 159施設 回収率 67.4%

- 調査データは、平成29年6月1日を基本とし、28年度（H28.4.1～H29.3.31）の実績を対象としている。
- 割合は、原則として小数第2位以下四捨五入で表示している。基礎数は回答施設数、定員、在籍数とし、必要に応じて設置主体別の数を基礎として比較している。
- 設置主体は、公立公営（事業団含む）、公立民営、民立民営に分類し、データ報告については、公立と民立に分けているが、この場合の公立は、公立公営・公立民営を総称している。
- 地区区分は、日本知的障害者福祉協会の地区区分により9地区に分けて整理している。
- 児童福祉法対象年齢を超えた満18歳以上については、年齢超過児ないし過齢児と記している。
- 「28年調査」「前年度調査」の表記は、平成28年度全国知的障害児入所施設実態調査報告をさし、「全国調査」は調査・研究委員会が取りまとめた全国知的障害児者施設・事業実態調査を引用している。
- 総数と内訳の合計数が一致しない項目があるが、不明処理等によるものである。
- 項目間により総数に不一致が見られることがあるが、各々の項目の有効回答を最大限活かして集計したためである。

I 施設の状況

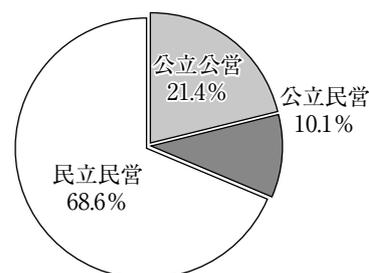
回答施設県別一覧

地区	県	都道府県	対象施設数	回答施設数	定員	現員	うち措置	契約	充足率	措置率	28年充足率	28年措置率
北海道	1	北海道	11	7	252	229	84	145	90.9	36.7	87.0	51.2
	2	青森	7	7	260	191	42	149	73.5	22.0	78.5	16.2
	3	岩手	5	3	110	105	35	70	95.5	33.3	85.0	37.3
	4	宮城	2	2	70	62	37	25	88.6	59.7	88.6	46.8
	5	秋田	4	3	100	74	6	68	74.0	8.1	84.0	7.1
	6	山形	3	1	30	12	7	5	40.0	58.3	43.3	53.8
	7	福島	8	5	160	128	102	26	80.0	79.7	87.5	52.1
		小計		29	21	730	572	229	343	78.4	40.0	81.6
関東	8	茨城	9	4	130	123	68	55	94.6	55.3	95.0	38.2
	9	栃木	4	3	100	104	55	49	104.0	52.9	105.7	47.3
	10	群馬	2	2	94	88	15	73	93.6	17.0	91.1	35.4
	11	埼玉	7	5	250	176	102	74	70.4	58.0	68.5	40.4
	12	千葉	8	7	271	218	105	113	80.4	48.2	86.3	71.2
	13	東京	6	3	114	106	33	73	93.0	31.1	97.6	50.0
	14	神奈川	14	8	316	283	160	123	89.6	56.5	77.0	81.8
	15	山梨	1	1	70	49	40	9	70.0	81.6	71.4	76.0
	16	長野	1	1	30	28	17	11	93.3	60.7	76.7	56.5
	小計		52	34	1,375	1,175	595	580	85.5	50.6	83.0	57.1
東海	17	静岡	9	9	352	250	174	76	71.0	69.6	70.2	87.2
	18	愛知	7	4	254	149	141	8	58.7	94.6	84.1	93.3
	19	岐阜	2	2	80	65	63	2	81.3	96.9	87.8	45.6
	20	三重	4	3	80	69	52	17	86.3	75.4	82.1	93.3
		小計		22	18	766	533	430	103	69.6	80.7	78.4
北陸	21	新潟	8	7	136	118	92	26	86.8	78.0	77.0	28.2
	22	富山	2	1	50	27	10	17	54.0	37.0	54.0	66.7
	23	石川	4	3	100	78	10	68	78.0	12.8	79.0	12.7
	24	福井	1	1	30	19	7	12	63.3	36.8	80.0	50.0
		小計		15	12	316	242	119	123	76.6	49.2	74.5
近畿	25	滋賀	4	2	160	100	23	77	62.5	23.0	50.0	20.0
	26	京都	2	2	80	77	17	60	96.3	22.1	69.1	26.3
	27	大阪	8	5	230	216	92	124	93.9	42.6	86.3	74.9
	28	兵庫	10	7	361	340	67	273	94.2	19.7	93.6	22.0
	29	奈良	2	2	95	79	51	28	83.2	64.6	83.3	60.0
	30	和歌山	2	0	0	0	0	0	—	—	84.0	4.8
	小計		28	18	926	812	250	562	87.7	30.8	85.1	36.5
中国	31	鳥取	1	1	65	39	24	15	60.0	61.5	64.6	57.1
	32	島根	6	2	30	14	6	8	46.7	42.9	32.1	62.2
	33	岡山	5	2	80	55	38	17	68.8	69.1	88.8	69.4
	34	広島	11	8	238	216	119	97	90.8	55.1	90.5	20.9
	35	山口	2	2	66	58	24	34	87.9	41.4	—	—
		小計		25	15	479	382	211	171	79.7	55.2	71.6
四国	36	徳島	3	2	100	89	50	39	89.0	56.2	94.0	51.1
	37	香川	2	2	56	44	28	16	78.6	63.6	85.7	45.8
	38	愛媛	7	4	110	72	19	53	65.5	26.4	88.2	17.5
	39	高知	2	0	0	0	0	0	—	—	—	—
		小計		14	8	266	205	97	108	77.1	47.3	88.9
九州	40	福岡	8	5	220	198	143	55	90.0	72.2	87.9	76.4
	41	佐賀	2	2	70	54	41	13	77.1	75.9	70.0	71.4
	42	長崎	3	1	40	41	18	23	102.5	43.9	95.0	36.8
	43	熊本	7	4	140	106	33	73	75.7	31.1	79.4	39.9
	44	大分	4	3	110	78	26	52	70.9	33.3	86.7	23.1
	45	宮崎	5	1	50	47	8	39	94.0	17.0	84.0	52.4
	46	鹿児島	7	6	115	109	6	103	94.8	5.5	78.9	29.3
	47	沖縄	4	4	82	60	47	13	73.2	78.3	79.3	58.5
		小計		40	26	827	693	322	371	83.8	46.5	82.0
	総計		236	159	5,937	4,843	2,337	2,506	81.6	48.3	81.3	49.0

1. 施設数

〔表1〕は、調査対象236施設のうち、回答のあった159施設の状況である。児・者併設型を導入し、本体施設が障害者支援施設となったものも含まれる。

設置主体別では、公立公営34施設（21.4%）、公立民営16施設（10.1%）、民立民営が109施設（68.6%）となっている。公立系施設は、児童福祉法施行当初から障害児福祉の担い手としての公的責任において自治体が施設を設置してきた背景があり、全体に占める比率が高かったが、指定管理者制度、民間委譲が進んでいることから近年は減少傾向にある。地区別の公民比率は、民立施設が中国86.7%、近畿83.3%、九州80.8%、北海道71.4%の順に高くなっている。北陸地区は5年前の調査では民立民営が25.0%、公立公営が75.0%と他地区と比較して公立公営の割合が際立って高かったが、民立民営の比率が前年度調査では38.5%、今年度調査では50.0%となっており、民営化が進んでいることが推察される。



設置主体別の状況

表1 施設数

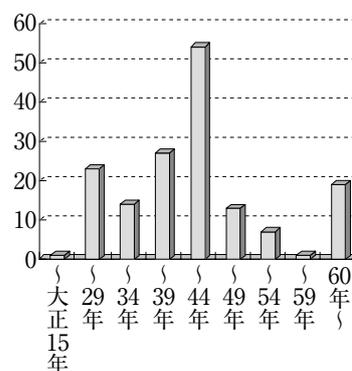
	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
計	159		7	21	34	18	12	18	15	8	26
%	100		4.4	13.2	21.4	11.3	7.5	11.3	9.4	5.0	16.4
公立公営	34	21.4	1	6	6	6	5	2	2	3	3
公立民営	16	10.1	1	4	4	3	1	1	0	0	2
民立民営	109	68.6	5	11	24	9	6	15	13	5	21
※地区別民立施設比率			71.4	52.4	70.6	50.0	50.0	83.3	86.7	62.5	80.8

2. 設立年代

設立年代〔表2〕では、昭和35年から44年の10年間に81施設が設立され、50年代前半で施設設置は概ね済んだといえる。開設40年以上（昭和49年以前開設）が132施設（83.0%）となっている。

表2 設立年代

	施設数	%
～大正15年	1	0.6
昭和元年～29年	23	14.5
昭和30年～34年	14	8.8
昭和35年～39年	27	17.0
昭和40年～44年	54	34.0
昭和45年～49年	13	8.2
昭和50年～54年	7	4.4
昭和55年～59年	1	0.6
昭和60年～	19	11.9
計	159	100



3. 経過的障害者支援施設の指定状況

経過的障害者支援施設の指定状況〔表3〕は、指定を「受けている」施設が81施設（50.9%）、「受けていない」施設が64施設（40.3%）、無回答が14施設（8.8%）となっている。

表3 経過的障害者支援施設の指定状況

	施設数	%
指定を受けている	81	50.9
指定を受けていない	64	40.3
無回答	14	8.8
計	159	100

4. 児童の出身エリア

措置及び支給決定している児童相談所の数〔表4〕では、1か所のみは17施設（10.7%）で、2か所が34施設（21.4%）、3か所が30施設（18.9%）、4か所が27施設（17.0%）となっており、2～4か所で91施設（57.2%）となっている。また、5～9か所が33施設（20.8%）、10か所以上が11施設（6.9%）となっており、9割近い施設が2～4か所を中心とした多数の児童相談所との関わりを有している。

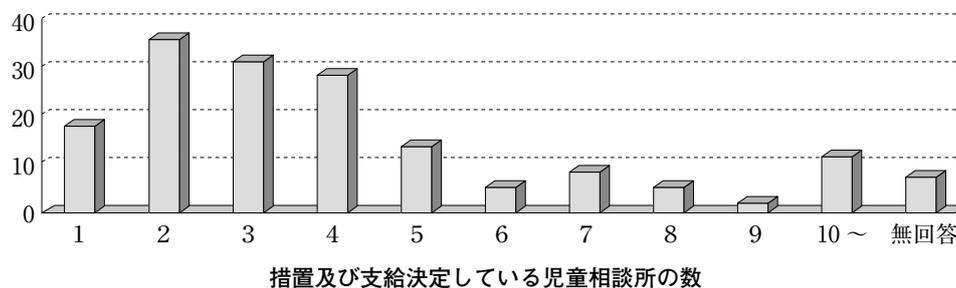


表4 措置及び支給決定している児童相談所の数

か所数	施設数	%
1か所	17	10.7
2か所	34	21.4
3か所	30	18.9
4か所	27	17.0
5か所	13	8.2
6か所	5	3.1
7か所	8	5.0
8か所	5	3.1
9か所	2	1.3
10か所～	11	6.9
無回答	7	4.4
計	159	100

都道府県の数〔表5〕では、1都道府県が93施設（58.5%）と最も多く、次いで2都道府県が37施設（23.3%）、3都道府県が15施設（9.4%）、4都道府県が2施設（1.3%）となっている。

表5 都道府県の数

	施設数	%
1 都道府県	93	58.5
2 都道府県	37	23.3
3 都道府県	15	9.4
4 都道府県	2	1.3
5 都道府県以上	5	3.1
無回答	7	4.4
計	159	100

児童の出身区市町村の数〔表6〕では、6～10区市町村が51施設（32.1%）と最も多く、次いで1～5区市町村が35施設（22.0%）、11～15区市町村が32施設（20.1%）となっている。複数の都道府県の利用や区市町村が多数に及ぶ広域からの利用が児童施設の特徴である。

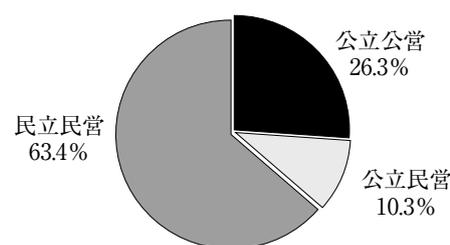
サービスの実施主体については都道府県（障害児入所施設）から区市町村（障害福祉サービス）に移るため、入所児童の退所に向けた移行支援にあたり、多くの出身区市町村と連携を図っていく必要がある。

表6 出身区市町村の数

	施設数	%
1～5	35	22.0
6～10	51	32.1
11～15	32	20.1
16～20	17	10.7
21～25	8	5.0
26～30	2	1.3
31～	2	1.3
無回答	12	7.5
計	159	100

5. 定員の状況

回答施設の定員数〔表7〕の総計は5,937人、1施設当たりの平均定員数は37.3人で、前年度調査（37.3人）と同じである。設置主体別にみると、公立系は2,171人（36.6%）、民立は3,766人（63.4%）となっている。



設置主体別の定員数

表7 定員数

	定員計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定員数	5,937	—	252	730	1,375	766	316	926	479	266	827
%	—	100	4.2	12.3	23.2	12.9	5.3	15.6	8.1	4.5	13.9
公立公営	1,561	26.3	27	210	325	374	150	165	75	125	110
公立民営	610	10.3	30	190	140	120	10	60	0	0	60
民立民営	3,766	63.4	195	330	910	272	156	701	404	141	657
*民立定員比率 (%)			77.4	45.2	66.2	35.5	49.4	75.7	84.3	53.0	79.4

定員規模別施設数〔表8〕をみると、定員30人が42施設（26.4%）と最も多く、次いで11～29人が34施設（21.4%）、31～40人が32施設（20.1%）、41～50人が18施設（11.3%）、51～70人が14施設（8.8%）、10人以下が10施設（6.3%）、71人以上が9施設（5.7%）であった。平成13年には定員90人以上の施設が34施設（12.6%）あったことから、大規模施設が減少傾向にあることがうかがえる。定員29人以下の施設が44施設（27.7%）あるが、昭和36年併設施設や平成11年児・者併設型の施設、平成24年4月の改正児童福祉法の施行によるものと推察される。

表8 定員規模別施設数

	施設数	%	公立	%	民立	%
～10人	10	6.3	2	4.0	8	7.3
11～29人	34	21.4	8	16.0	26	23.9
30人	42	26.4	11	22.0	31	28.4
31～40人	32	20.1	11	22.0	21	19.3
41～50人	18	11.3	5	10.0	13	11.9
51～70人	14	8.8	8	16.0	6	5.5
71人以上	9	5.7	5	10.0	4	3.7
計	159	100	50	100	109	100

6. 在籍数の状況

(1) 在籍数

在籍数〔表9〕は、4,843人（定員5,937人）である。設置主体別では、公立公営1,073人（22.2%）、公立民営448人（9.3%）、民立民営3,322人（68.6%）となっている。

男女別では、男3,280人（67.7%）、女1,563人（32.3%）で、男女比はおおむね7：3と男子が多くなっている。

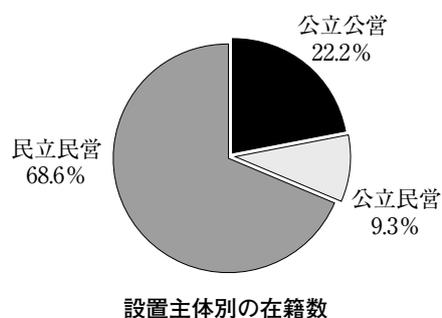


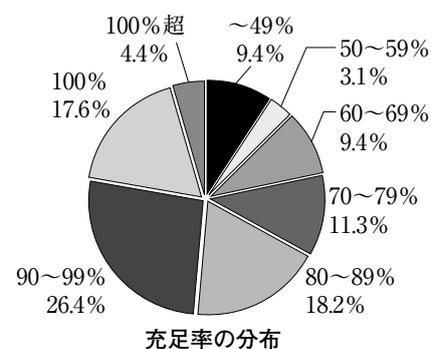
表9 在籍数の状況（全体）

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	3,280	67.7	161	414	818	365	169	511	247	131	464
	女	1,563	32.3	68	158	357	168	73	301	135	74	229
	計	4,843	100	229	572	1,175	533	242	812	382	205	693
公立公営	男	733	68.3	7	112	153	141	87	88	31	69	45
	女	340	31.7	3	57	78	64	29	34	13	36	26
	計	1,073	100	10	169	231	205	116	122	44	105	71
公立民営	男	334	74.6	16	97	93	69	4	23	0	0	32
	女	114	25.4	7	32	27	32	0	6	0	0	10
	計	448	100	23	129	120	101	4	29	0	0	42
民立民営	男	2,213	66.6	138	205	572	155	78	400	216	62	387
	女	1,109	33.4	58	69	252	72	44	261	122	38	193
	計	3,322	100	196	274	824	227	122	661	338	100	580

(2) 在籍率

回答施設全体の充足率〔表11〕は81.6%で、前年度調査に比べて0.3ポイント上昇した。

充足率（定員比）の状況〔表10〕をみると、「90～100%未満」が42施設（26.4%）、「100%」が28施設（17.6%）、「100%超」が7施設（4.4%）で、充足率が90%以上の施設は77施設（48.4%）である。充足率が90%以上の施設を設置主体別でみると、公立12施設（24.0%）民立65施設（59.6%）と民立施設のほうが多く、公立施設は前年度調査よりも5.4ポイント増加している。



設置主体別充足率〔表11〕では、公立公営は68.7%、公立民営が73.4%、民立民営は88.2%で、民立施設より公立施設の充足率が低い。なお、充足率50%未満は15施設で、前年度調査より3施設増加している。

表10 充足率（定員比）の状況

	～49%	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%	100%超	計
施設数	15	5	15	18	29	42	28	7	159
%	9.4	3.1	9.4	11.3	18.2	26.4	17.6	4.4	100
公立	8	3	7	9	11	10	2	0	50
%	16.0	6.0	14.0	18.0	22.0	20.0	4.0	0	100
民立	7	2	8	9	18	32	26	7	109
%	6.4	1.8	7.3	8.3	16.5	29.4	23.9	6.4	100

表11 設置主体別充足率

	施設数	定員	在籍数	充足率(%)
公立公営	34	1,561	1,073	68.7
公立民営	16	610	448	73.4
民立民営	109	3,766	3,322	88.2
計	159	5,937	4,843	81.6

7. 措置・契約の決定率

全在籍者数〔表12〕のうち措置が2,337人（48.3%）、契約が2,506人（51.7%）となっており、措置率は前年度（49.0%）より0.7ポイント減少している。設置主体別では、公立公営が措置54.1%・契約45.9%、公立民営が措置45.8%・契約54.2%、民立民営が措置46.7%・契約53.3%となっている。前年度と比較すると、措置率が公立公営で0.6ポイント減少、公立民営で0.7ポイント上昇、民立民営で1.6ポイント減少している。

地区別では、東海の措置率が80.7%で最も高く、次いで中国55.2%、関東50.6%となっている。措置率が低いのは、近畿で30.8%、次いで北海道36.7%、東北40.0%となっている。都道府県ごとの措置率は冒頭の回答施設県別一覧で示しているが、都道府県による格差が著しい状況が続いている。

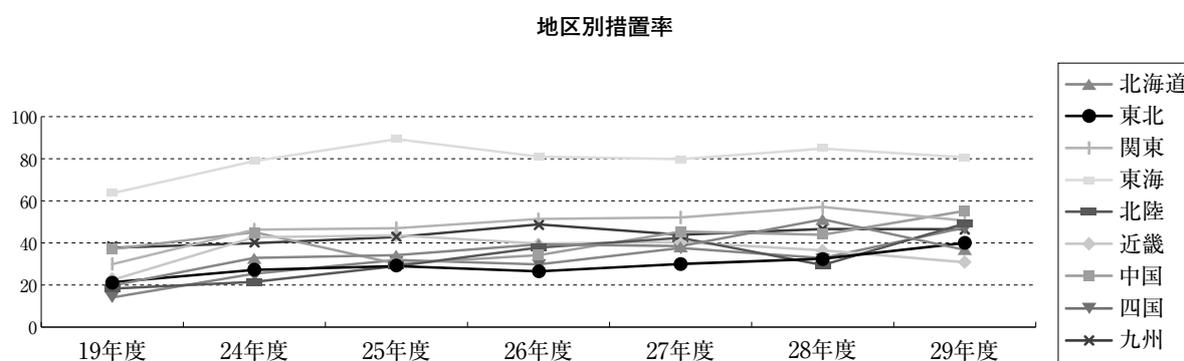


表12 措置・契約の状況

		%	計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	67.7	3,280	161	414	818	365	169	511	247	131	464
	女	32.3	1,563	68	158	357	168	73	301	135	74	229
	計	100	4,843	229	572	1,175	533	242	812	382	205	693
	うち措置	48.3	2,337	84	229	595	430	119	250	211	97	322
措置率			48.3	36.7	40.0	50.6	80.7	49.2	30.8	55.2	47.3	46.5
公立公営	男	68.3	733	7	112	153	141	87	88	31	69	45
	女	31.7	340	3	57	78	64	29	34	13	36	26
	計	100	1,073	10	169	231	205	116	122	44	105	71
	うち措置	54.1	580	3	74	127	167	58	33	27	50	41
公立民営	男	74.6	334	16	97	93	69	4	23	0	0	32
	女	25.4	114	7	32	27	32	0	6	0	0	10
	計	100	448	23	129	120	101	4	29	0	0	42
	うち措置	45.8	205	17	29	53	74	3	12	0	0	17
民立民営	男	66.6	2,213	138	205	572	155	78	400	216	62	387
	女	33.4	1,109	58	69	252	72	44	261	122	38	193
	計	100	3,322	196	274	824	227	122	661	338	100	580
	うち措置	46.7	1,552	64	126	415	189	58	205	184	47	264

Ⅱ 児童の状況

1. 年齢の状況

(1) 在籍児の年齢の状況

在籍児童数は159施設4,843人で、前年度調査（158施設4,799人）と比較して44人増加しているが、回答施設数が1施設増えたことによる増加で、横ばいである。

在籍児童を年齢区分別にみると、5歳以下が135人（2.8%）、6～11歳が857人（17.7%）、12～14歳が945人（19.5%）、15～17歳が1,702人（35.1%）で、年齢が上がるにしたがって在籍数は増えている。全在籍児童数4,843人に占める18歳未満3,639人の割合は75.1%で前年度調査より2.8ポイント上昇している。

在籍児童全体に占める措置（2,337人）の割合は48.3%であるが、18歳未満の児童に限ってみると措置率は59.9%となっている。それぞれ前年度調査の全体措置割合49.0%、18歳未満措置割合63.0%と比べ、措置児童の割合は全体で0.7ポイント減少、18歳未満で3.1ポイント減少している。

措置児童の割合を年齢区分別にみると、5歳以下が77.8%（前年度調査73.3%）、6～11歳が73.3%（同73.4%）、12～14歳が64.2%（同64.9%）、15～17歳が49.4%（同55.5%）となっており、年齢が上がるにしたがって措置率が低くなる傾向となっており、年齢区分により差はあるが、すべての年齢区分において前年度より措置率が下がっている。

また、在所延長年齢の18～19歳の措置率は50.2%（前年度調査46.5%）で、半数が20歳までの措置延長が適用されており、措置率も前年度調査よりわずかに上昇している。

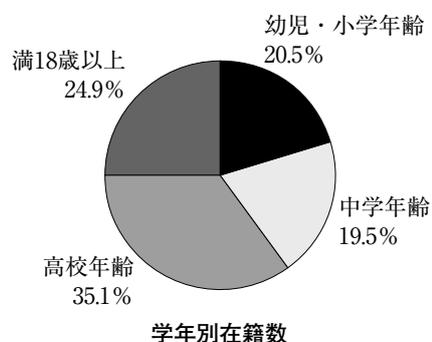


表13 年齢構成（全体）

	人数	%		5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	小計	%
合計	4,843	100		135	857	945	1,702	3,639	75.1
男	3,280	67.7		2.8	17.7	19.5	35.1	75.1	
女	1,563	32.3		92	602	623	1,140	2,457	50.7
うち措置（再掲）	2,337	48.3		43	255	322	562	1,182	24.4
				105	628	607	841	2,181	

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳～	小計	%
人数	297	391	209	307	1,204	24.9
%	6.1	8.1	4.3	6.3	24.9	
男	188	294	159	182	823	17.0
女	109	97	50	125	381	7.9
うち措置（再掲）	149	6	1	0	156	

在籍児童の平均年齢〔表14〕は、10歳未満が0施設、10～15歳未満が45施設（28.3%）、15～18歳未満が19施設（11.9%）となっている。平均年齢18歳未満の施設については64施設と、前年度調査（97施設）より33施設減少しているが、不明・無回答の施設を除いて全体に占める割合を比較してみると、前年度調査82.9%から今年度調査82.1%と0.8ポイントの減少にすぎず、同様の傾向にあることがわかる。

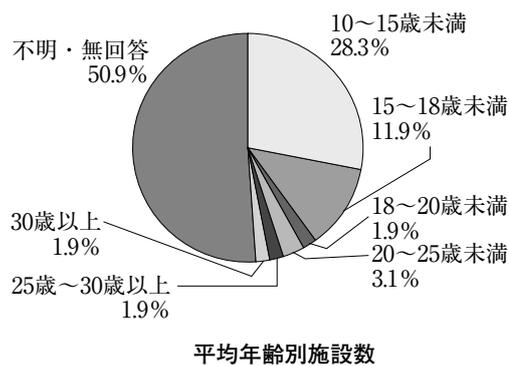


表14 平均年齢

	施設数	%
10歳未満	0	0
10歳～15歳未満	45	28.3
15歳～18歳未満	19	11.9
18歳～20歳未満	3	1.9
20歳～25歳未満	5	3.1
25歳～30歳未満	3	1.9
30歳以上	3	1.9
不明・無回答	81	50.9
計	159	100

(2) 在所延長児童の状況

前年度調査まで11年間微減が続いていた在所延長児童数は、今年度調査でも同様の傾向だが、回答施設の在籍児童数が横ばいの中で、前年度調査1,328人から1,204人と在所延長児童数が減少傾向にあることがみてとれる。過剰児数及び地区別過剰児比率〔表15〕にみられるように、前年度調査で過剰児の占める割合が高かった北陸、近畿、四国地区のなかで、近畿、四国地区が減少した一方で、北陸地区は前年度調査と同様高い比率で横ばいとなっている。

全国的にみると全入所児童に占める過剰児の状況は前年度調査と大きな変化はなく、将来的な支援体制の方向付けが明確になってきた各施設の取り組みの結果といえよう。

表15 過剰児数及び地区別過剰児比率

	全体	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
人数	1,204	53	184	253	66	105	273	114	63	93
%	24.9	23.1	32.2	21.5	12.4	43.4	33.6	29.8	30.7	13.4

「満20歳以上の在籍率の状況」〔表16〕は、0%が88施設と前年度調査より13施設増加し、10%未満と合わせると109施設68.6%と前年度同様に回答施設の3分の2を超えている。将来児童施設として運営していこうという強い思いの結果といえるのではないかと。20歳以上の在籍率20%未満の施設は前回と大きな変化はない。また20歳以上が50%以上を占める21施設も前年度調査と比べ1施設の増と大きな変化はない。

今後の動向としては、施設形態の選択に伴う経過措置期間が平成33年3月まで3年間延長されたこと

を踏まえ、各地域、各施設の将来展望に基づく具体的な対応が始まっていると思われ、とくに20歳以上が5割を超えている21施設の動きを注視していく必要がある。

表16 満20歳以上の在籍率の状況

割合	施設数	%	公立	民立
0%	88	55.3	24	64
10%未満	21	13.2	11	10
10～20%未満	12	7.5	4	8
20～30%未満	10	6.3	4	6
30～40%未満	4	2.5	1	3
40～50%未満	3	1.9	0	3
50～60%未満	2	1.3	0	2
60～80%未満	12	7.5	4	8
80～100%未満	5	3.1	1	4
100%	2	1.3	1	1
計	159	100	50	109

(3) 入所時の年齢

児童の入所時の年齢〔表17〕をみると、中学校卒業年齢の15歳が一番多く559人（11.5%）、次いで小学校入学年齢の6歳が444人（9.2%）、小学校卒業年齢の12歳が373人（7.7%）となっている。一方、5歳以下の児童は570人（11.8%）で前年度調査より30人増加している。小学校高学年から中学・高校にかけての児童については体力の増加やその他家庭内での行動面での対応などの困難さが出現してくる時期との捉え方もでき、低年齢時からの丁寧な療育支援などにも、もっと目を向けていく必要がある。

表17 児童の入所時の年齢

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計		不明	合計
合計	2	44	145	175	204	570	合計	708	4,843
%	0.0	0.9	3.0	3.6	4.2	11.8	%	14.6	100
男	0	28	100	119	149	396			
女	2	16	45	56	55	174			

	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	小計
合計	444	243	195	217	291	268	373	296	294	559	205	180	3,565
%	9.2	5.0	4.0	4.5	6.0	5.5	7.7	6.1	6.1	11.5	4.2	3.7	72.9
男	317	179	122	139	197	175	256	208	204	374	137	127	2,435
女	127	64	73	78	94	93	117	88	90	185	68	53	1,130

2. 在籍期間

在籍期間〔表18〕は、5～10年未満が1,009人（20.8%）と最も多く、次いで3～5年未満が811人（16.7%）と、前年度調査と比べて傾向に大きな変化はみられない。

15～20年の178人（3.7%）、20年以上の445人（9.2%）は在所延長児童と思われ、児者転換等との関連で平成33年3月まで一定程度の割合を占めるものと推測される。

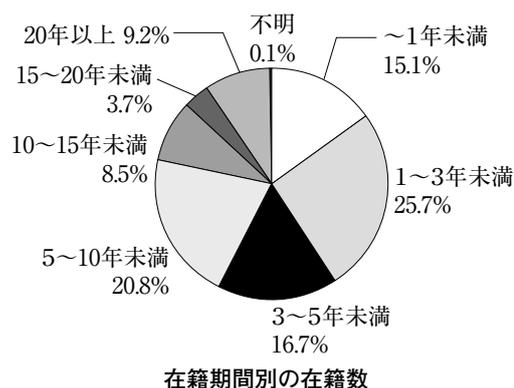


表18 在籍期間

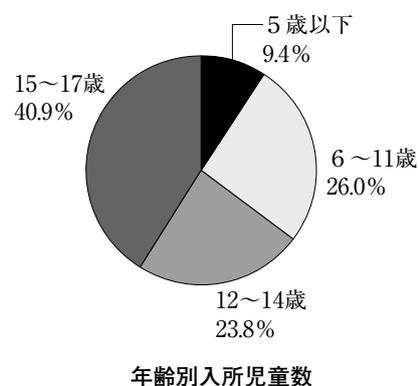
	6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	不明	計
合計	439	294	654	592	811	1,009	414	178	445	7	4,843
%	9.1	6.1	13.5	12.2	16.7	20.8	8.5	3.7	9.2	0.1	100
男	298	198	446	397	537	692	281	129	302	0	3,280
女	141	96	208	195	274	317	133	49	143	7	1,563

3. 入所の状況

(1) 入所児数

平成28年度中の新規入所児童数〔表19〕は、全体で947人、前年度比238人の大幅増で、内訳は措置が61.5%（582人）、契約が38.5%（365人）で、前年度調査と同様に措置が契約を上回っている。制度改正から10年を経て、危機的状況の児童の割合が増加しているというよりもむしろ契約が原則ではなく、保護者の状況を踏まえた上で子どもの最善の利益の視点で、児童相談所が対応していることがうかがえる。

年齢区分別では、5歳以下が89人（9.4%）、6～11歳が246人（26.0%）、12～14歳が225人（23.8%）、15～17歳が387人（40.9%）で、15～17歳の新入所児童が最も多くなっている。



平成28年度の新入所児童を措置、契約別にみると、児童の年齢が高くなるにつれて契約で入所する児童の割合が増加しているのは前年度調査と同じだが、就学前児童は84.3%、小・中学生年齢では67.3%が措置入所であった。実人数でも高校生年齢を除き、措置が契約を上回っている。

表19 平成28年度中の新規入所児童数（全体）

	人数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳
全体	947	89	246	225	387
措置	582	75	176	141	190
	100	12.9	30.2	24.2	32.6
契約	365	14	70	84	197
	100	3.8	19.2	23.0	54.0

$$\text{入所率} = \frac{\text{入所者総数}}{\text{定員}} \times 100$$

28年度入所率	16.0%
---------	-------

表20 年間新規入所数の状況

入所数	施設数	%	公立	私立
0人	18	11.3	4	14
1人	12	7.5	3	9
2人	18	11.3	8	10
3人	19	11.9	7	12
4人	9	5.7	2	7
5人	20	12.6	1	19
6人	17	10.7	6	11
7人	12	7.5	6	6
8人	5	3.1	2	3
9人	5	3.1	1	4
10人	5	3.1	2	3
11人以上	19	11.9	8	11
計	159	100	50	109

それぞれの施設における年間新入所児童数の状況〔表20〕は、新入所児童0人が18施設と前年度調査より2施設増加した。地域の状況や行政との調整はあるものの、児者転換を視野に運営している施設と、児童施設の機能を維持していくという意思表示を明確にしつつある施設の二極化は平成33年3月末まで続くと推測される。

(2) 入所の理由

入所の理由〔表21〕は、前年度調査と同様に「家族の状況等」「本人の状況等」に分けて複数回答を求めた。一部調査項目を整理したものがあがるが、比較可能な調査項目の傾向に大きな変化はみられず、それぞれの項目での主要因と付随要因の割合もほぼ同様の割合で推移している。家族の状況等では「保護者の養育能力不足」が43.3%、「虐待・養育放棄」が26.5%で前年度調査とほぼ同じ割合でここ数年の傾向として続いており、新規入所理由に占める割合もほぼ同程度である。改めて発達に課題を抱える子どもを持つ保護者の子育てにおける孤独感や心理的な葛藤なども含め、きめ細かな背景の把握と支援策の必要性をあらわしているものと推察され、同時に全在籍児童について、「ADL・生活習慣の確立」「行動上の課題改善」が保護者の状況と密接に関連していることも支援者は念頭におく必要があるだろう。

また、貧困に起因する入所理由につながる「親の離婚・死別」や「家庭の経済的理由」及び「保護者の疾病・出産等」の理由での入所も前年度調査と同様の傾向であり、支援現場の実感からは種々の理由の陰に貧困のもたらす負の影響を強く感じ取れることも多く、引き続き注視していく必要があるだろう。また契約入所の場合にこうした家庭出身の児童が衣類等の十分な補充や、修学旅行等就学に絡む費用に

困難をきたすいわゆる「施設内貧困児童」に陥らないよう、制度的対応等についての検討の必要性は変わっていないと推察される。

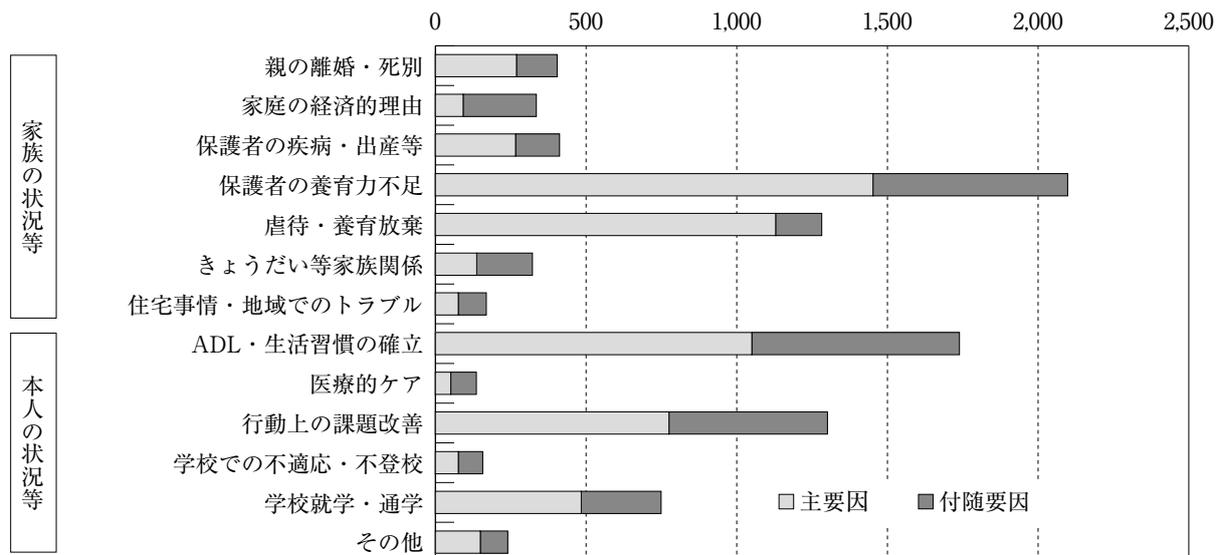
一方、本人の状況等では、前述したとおり「ADL・生活習慣の確立」と「行動上の課題改善」のいわゆる療育目的の入所理由が圧倒的に多く、行動上の課題改善のための入所の傾向も続いている。前年度調査でも述べたが、背景には養育力の低下による規範意識の弱さや、愛着形成の不十分さがあることなどが推察されるため、育ちの環境にいっそう視点をあてていく必要がある。

学校就学・通学のための入所についても前年度調査と同様の傾向であり、地域によっては障害児入所施設が学校の寄宿舎的な役割を担っていることがうかがえる。

いずれにしても入所理由の如何にかかわらず、多様な生活環境から強い影響を受けて施設入所に至った児童の支援にあたって、背負いきれないほどの「重い荷物」を背負って入所してくる児童が、自身で安心・安全を感じとり、自らを肯定できるよう個人の生活歴に即して個別ニーズに寄り添っていく丁寧な支援が一層求められている。

表21 入所理由（重複計上）

内 容	在籍者全員について						うち28年度入所者について						
	主たる要因		付随する要因		計	在籍者比	主たる要因		付随する要因		計	28年度入所者比	
	措置	契約	措置	契約			措置	契約	措置	契約			
家族の状況等	親の離婚・死別	147	122	76	59	404	8.3	14	13	14	6	47	5.0
	家庭の経済的理由	52	40	127	52	271	5.6	12	9	37	8	66	7.0
	保護者の疾病・出産等	154	112	102	44	412	8.5	31	19	27	5	82	8.7
	保護者の養育力不足	796	656	494	152	2,098	43.3	162	110	78	24	374	39.5
	虐待・養育放棄	1,054	75	116	37	1,282	26.5	234	11	20	8	273	28.8
	きょうだい等家族関係	47	90	79	106	322	6.6	13	11	21	19	64	6.8
	住宅事情・地域でのトラブル	24	52	56	37	169	3.5	7	12	11	9	39	4.1
本人の状況等	ADL・生活習慣の確立	587	463	374	315	1,739	35.9	89	64	61	48	262	27.7
	医療的ケア	15	36	67	18	136	2.8	2	1	7	4	14	1.5
	行動上の課題改善	388	387	323	203	1,301	26.9	78	56	62	39	235	24.8
	学校での不適応・不登校	43	33	53	28	157	3.2	16	16	18	9	59	6.2
	学校就学・通学	174	310	142	123	749	15.5	24	71	29	27	151	15.9
	その他	77	72	40	51	240	5.0	19	15	8	15	57	6.0
計	2,337	2,506	2,337	2,506	4,843	100	582	365	582	365	947	100	



(3) 虐待による入所の状況

被虐待入所児童〔表23〕は、354人と平成28年度の入所者に占める割合は37.4%，そのうち被虐待児受け入れ加算の認定を受けているのは182人（51.4%）と前年度と比べ、割合、実人数とも大きく減少しているが、児相判断の被虐待児童数はむしろ増加しており、依然として虐待に歯止めがかかっていないことがうかがえる。また、〔表24〕の「虐待の内容」のネグレクトをみると、在籍児童に占める割合は大きく、心理的虐待やネグレクトが顕在化しにくいという現状からカウントされていない児童の存在も考慮する必要がある。また、虐待の及ぼす精神・行動面の影響が長く続くことを考えると、一人ひとりの行動に一層細かな配慮が求められるところであろう。

平成12年の児童の虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）施行以降の虐待による児童数の推移をみても、法の趣旨、役割が社会に浸透してきたということもあり、平成28年度の全国の児童虐待通告件数は速報値で12万件に達している。障害児入所施設においては平成18年の児童福祉法改正による契約制度の導入で一時的な減少はみられたものの、この10年以上にわたっての経年変化をみると、入所児童の減少にもかかわらず被虐待児童は確実に一定割合を占めており、その対応はもとより、児童相談所や市町村の家庭児童相談室、保健センターや相談支援事業所あるいは要保護児童地域対策協議会など広範な関係機関との連絡調整を図りながら、一層の早期発見に努め、児童虐待の撲滅と未然防止に向けて具体的な取り組みが求められる。

表22 虐待による入所数

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
男	205	199	200	223	229	247	243	194	221	194	217
女	119	131	168	150	151	151	151	174	104	124	137
計	324	330	368	373	380	398	394	368	325	318	354

表23 平成28年度 被虐待入所児童の内訳

	被虐待児	児相判断	被虐待児加算認定児童数（平成29年6月1日現在） 182人 左記の他に被虐待児加算を受けたことがある児童 425人 ※354人のうち、契約により入所の児童 14人
男	217	186	
女	137	107	
計	354	293	

虐待の内容〔表24〕については、ネグレクトが55.9%、身体的虐待が34.2%、心理的虐待が9.6%、性的虐待が7.9%となっている。ネグレクトの割合が高いのは、心理的虐待も含め夫婦間のDVなどの警察への通告を、原則として全件児童相談所へも伝達することとされていることが大きな要因として考えられる。性的虐待を除く、他の虐待類型は程度の差こそあるものの複雑に重複していることを考えると、入所児童の受入れ、支援について十分な配慮が求められる。

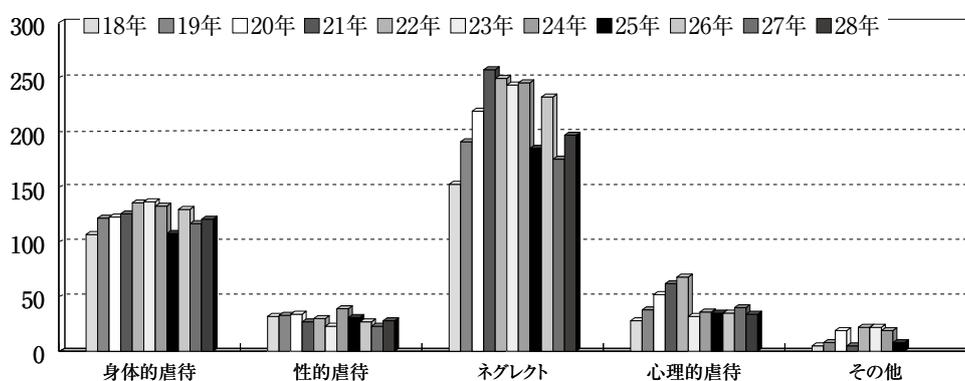


表24 虐待の内容 (※重複計上)

4. 退所の状況

(1) 退所数

平成28年度の退所数〔表25〕は930人で、内訳は措置351人、契約579人であった。

年齢では18～19歳の退所が494人（53.1%）と最も多く、前年度調査（57.5%）とほぼ同様の結果であり、高等部卒業年と同時に退所する流れが一定程度確立されつつある。次いで15～17歳が151人（16.2%）、20～29歳が76人（8.2%）となっている。満18歳以上の退所は591人（63.5%）となっている。

措置・契約別では、契約が579人で措置351人より228人多い結果となっている。

平成18年の契約制度開始時期の入所児童が引き続き、退所時期を迎えたこと、平成24年度の制度改正による在所延長規定廃止の影響と推察されるが、中軽度の児童の増加も一因と考えられよう。

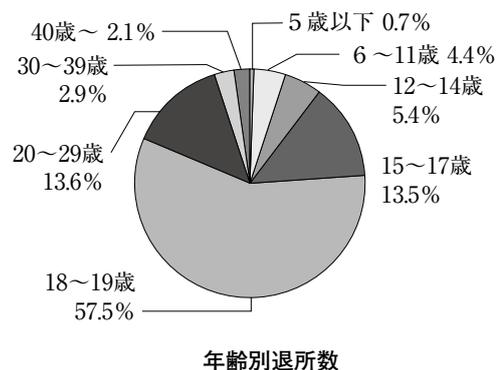


表25 平成28年度の退所数

		退所数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上
20年度		853	7	62	55	96	377	174	80	2
		100	0.8	7.3	6.4	11.3	44.2	20.4	9.4	0.2
21年度		802	19	56	51	98	325	191	48	14
		100	2.4	7.0	6.4	12.2	40.5	23.8	6.0	1.7
22年度		857	3	57	56	108	391	177	50	15
		100	0.4	6.7	6.5	12.6	45.6	20.7	5.8	1.8
23年度		1,009	5	67	58	93	501	195	67	23
		100	0.5	6.6	5.7	9.2	49.7	19.3	6.6	2.3
24年度		930	11	54	55	119	486	146	47	12
		100	1.2	5.8	5.9	12.8	52.3	15.7	5.1	1.3
25年度		870	8	53	59	115	446	129	40	20
		100	0.9	6.1	6.8	13.2	51.3	14.8	4.6	2.3
26年度		823	11	46	51	104	480	90	31	10
		100	1.3	5.6	6.2	12.6	58.3	10.9	3.8	1.2
27年度		758	5	33	41	102	436	103	22	16
		100	0.7	4.4	5.4	13.5	57.5	13.6	2.9	2.1
28年度	措置	351	5	31	30	65	206	13	0	1
		100	1.4	8.8	8.5	18.6	58.7	3.7	0	0.3
	契約	579	2	50	70	86	288	63	12	8
		100	0.3	8.6	12.1	14.9	49.7	10.9	2.1	1.4

表26 契約児童で利用料滞納のまま退所した児者

	人数	%
27年度	32	8.1
28年度	48	8.3

契約児童で利用料滞納のまま退所した児者〔表26〕は48人、前年度調査の1.5倍、平成26年度調査の3倍と、増加の一途を辿っている。こうしたケースが一定の施設に集中すると運営に影響を及ぼしかねず、今後の対応策の検討が必要であろう。

表27 平成28年度の年間退所数別施設数

退所数	施設数	%	公立	私立
0人	14	8.8	6	8
1～2人	42	26.4	11	31
3～5人	47	29.6	14	33
6～9人	41	25.8	11	30
10人以上	15	9.4	8	7
計	159	100	50	109

平成28年度の年間退所数別施設数〔表27〕をみると、0人（退所なし）が14施設（8.8%）、1～2人が42施設（26.4%）、3～5人が47施設（29.6%）となっている。通過型施設である児童施設の退所が0というのは、前述した新規入所児童0人の施設が18施設となっていることと相対的な関係性があると思われる。また当初の予定であった平成30年3月末までの在所延長措置が関係していると推察される。一方で10人以上の退所は15施設（9.4%）となっている。

(2) 入退所の推移

〔表28〕は、ここ10年の入退所の推移を整理したものである。回答数が毎年異なるので全施設の状況とはいえないものの、平成19年以降入所数より退所数が上回り、在籍数の減少傾向を示していたが、今年度調査では初めて入所数が退所数を上回り、17人の増となっている。社会的養護ケースの中に、障害のある児童が増えていることが背景にあると推察される。

表28 在籍数の増減（入所数－退所数）の推移

	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	計
入所数	826	817	752	822	869	839	843	741	709	947	9,119
退所数	880	832	802	857	1,009	930	870	823	758	930	9,841
増減	-54	-15	-50	-35	-140	-91	-27	-82	-49	17	-722

平成28年度の在籍数の増減〔表28-2〕をみると、減少したのが60施設で前年度調査に比べ14施設の減、増加したのが68施設で18施設の増となっている。全体の在籍数は減っているものの、障害児の入所ニーズには地域差があると思われる。また増減のない31施設も含め半数以上が一定の入所ニーズを抱えているとみることができよう。

表28-2 平成28年度の在籍数の増減

増減	施設数	%	公立	私立
▲10人未満	1	0.6	0	1
▲9人～▲5人	11	6.9	5	6
▲4人～▲1人	48	30.2	10	38
0	31	19.5	10	21
1人～4人	48	30.2	18	30
5人～9人	10	6.3	4	6
10人以上	10	6.3	3	7
計	159	100	50	109

(3) 進路の状況

平成28年度の退所児童の進路（生活の場）〔表29〕について、最も多かったのが「家庭」455人（48.9%）で、前年度調査で最も多かった「施設入所支援」を大幅に上回った。

次いで、「施設入所支援」で199人（21.4%）、「グループホーム・生活寮等」166人（17.8%）の順となっている。家庭、アパート、グループホーム、社員寮、福祉ホーム、自立訓練（宿泊型）等を合わせると644人（69.2%）が児童施設から「地域」に生活の場を移していることがわかる。児童施設が退所時の児童の状況を把握した上で、関係機関と連携しながら、「地域移行」に積極的に取り組んでいることがうかがえる。

表29 平成28年度の退所児童の進路（生活の場）

	人数	%
1. 家庭（親・きょうだいと同居）	455	48.9
2. アパート等（主に単身）	3	0.3
3. グループホーム・生活寮等	166	17.8
4. 社員寮・住み込み等	1	0.1
5. 職業能力開発校寄宿舎	1	0.1
6. 特別支援学校寄宿舎	0	0
7. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	45	4.8
8. 児童養護施設	3	0.3
9. 知的障害者福祉ホーム	4	0.4
10. 救護施設	0	0
11. 老人福祉・保健施設	0	0
12. 一般病院・老人病院	2	0.2
13. 精神科病院	18	1.9
14. 施設入所支援	199	21.4
15. 自立訓練（宿泊型）	15	1.6
16. 少年院・刑務所等の矯正施設	3	0.3
17. その他・不明	8	0.9
18. 死亡退所	7	0.8
計	930	100

平成28年度の退所児童の進路（日中活動の場）〔表29-2〕をみると、特別支援学校の利用が一番多く、保育所・幼稚園、学校の利用を含めると、318人（34.2%）となり、前年度調査で一番多かった生活介護の利用を上回っている。前述した退所児童の生活の場として「家庭」が多かった結果と一致している。児童本人の成長や落ち着き、出身家庭の安定などに合わせて、柔軟な家庭復帰への取り組みが行われていると推察される。

生活介護の利用については212人（22.8%）と前年度調査より16ポイント下回った結果となっている。また、一般就労、福祉作業所・小規模作業所、職業能力開発校、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型等の就労系の活動の場は250人（26.9%）となっている。

表29-2 平成28年度の退所児童の進路（日中活動の場）

	人数	%
1. 家庭のみ	66	7.1
2. 一般就労	74	8.0
3. 福祉作業所・小規模作業所	26	2.8
4. 職業能力開発校	3	0.3
5. 特別支援学校（高等部含む）	271	29.1
6. 小中学校	7	0.8
7. 小中学校（特別支援学級）	35	3.8
8. その他の学校	2	0.2
9. 保育所・幼稚園	3	0.3
10. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	16	1.7
11. 児童発達支援センター・児童発達支援事業等	0	0
12. 児童養護施設	0	0
13. 救護施設	2	0.2
14. 老人福祉・保健施設	0	0
15. 一般病院・老人病院（入院）	2	0.2
16. 精神科病院（入院）	18	1.9
17. 療養介護	2	0.2
18. 生活介護	212	22.8
19. 自立訓練	12	1.3
20. 就労移行支援	33	3.5
21. 就労継続支援A型	22	2.4
22. 就労継続支援B型	80	8.6
23. 地域活動支援センター等	1	0.1
24. 少年院・刑務所等の矯正施設	2	0.2
25. その他・不明	34	3.7
26. 死亡退所	7	0.8
計	930	100

平成28年度退所者のフォローアップの状況〔表30〕では、退所者数が前回調査より大幅に増えているにもかかわらず、予後指導の実施人数は前年度調査より77人0.7ポイントの増加、実施回数は146回の減となっている。一人の子どもの人生を支えるということでのフォローアップの重要性を認識し、充実した取り組みとする必要があるが、人的な負担も大きいことから、制度的対応が今後必要であろう。

表30 平成28年度退所者のフォローアップ

	施設数	%	公立	民立
実施した	86	54.1	26	60
予後指導実施人数（人）	387	41.6	111	276
予後指導実施回数（回）	410		177	233
退所者（人）	930	100		
実施していない	45	28.3	16	29
無回答	28	17.6	8	20
計	159	100	50	109

5. 家庭の状況

(1) 家庭の状況

家庭の状況〔表31〕は、両親世帯が1,842人（38.0%）、母子世帯が1,572人（32.5%）、父子世帯が503人（10.4%）で、前年度調査と大きな変化はなかった。「きょうだい」「祖父母・親戚」「その他」が299人（6.2%）と前年度調査より実人数、割合ともに減少している。

世帯別の措置率をみると母子世帯67.0%、父子世帯54.5%、両親世帯45.9%と、前年度調査に引き続き一人親世帯に措置が多くなっており、両親世帯であっても措置は、前年度調査に比べ3.8ポイント増加している。親戚や祖父母等との契約は法的根拠がどうなっているのか定かではないが、契約が69人（40.6%）あることにも注目したい。また、兄弟・姉妹で入所しているのが159世帯457人で、前年度調査では減少していたが、今年度調査では25世帯128人増加している。

このような状況は、家庭での養育困難、養育・扶養力の低下等が背景にあると思われ、親がいない場合などは、本来社会的養護の枠組みで対応することが望まれる。児童福祉法改正での利用契約による施設利用が難しいケースに関して、公的責任で対応する必要性が高いことが示されている。

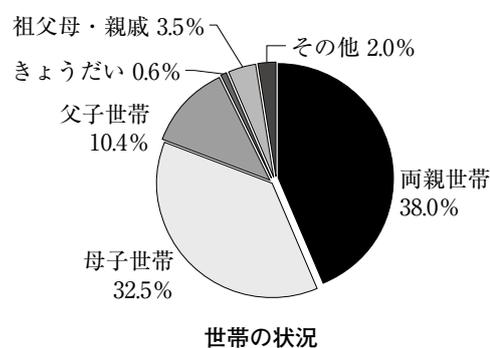


表31 家庭の状況

		人数	%
両親世帯	人数	1,842	38.0
	うち措置人数	845	36.2
母子世帯	人数	1,572	32.5
	うち措置人数	1,054	45.1
父子世帯	人数	503	10.4
	うち措置人数	274	11.7
きょうだいのみ世帯	人数	28	0.6
	うち措置人数	20	0.9
祖父母・親戚が保護者世帯	人数	170	3.5
	うち措置人数	101	4.3
その他	人数	101	2.1
	うち措置人数	82	3.5
在籍児総数	人数	4,843	100
	うち措置人数	2,337	100

兄弟・姉妹で入所	世帯数	159	
	人数	457	9.4
	うち措置世帯数	124	
	うち措置人数	329	14.1

(2) 帰省・面会の状況

家庭の状況〔表31〕を背景に帰省の状況〔表32〕をみると、帰省が全くなく家族交流がない児童は措置と契約を合わせて1,898人（39.2%）と前年度調査より1.3ポイント増加している。

週末（隔週）帰省は15.7%とほぼ同様で、月1回程度も13.3%であった。月1回未満が全体の65.1%で前年度調査と変化なく、年に数回かまったく帰省できない状況にあり、家庭の雰囲気知らないまま育つ子どもが多いことを示している。

表32 帰省の状況

		人数	%
週末（隔週）帰省	措置	162	3.3
	契約	598	12.3
月1回程度	措置	265	5.5
	契約	378	7.8
年1～2回	措置	697	14.4
	契約	556	11.5
帰省なし	措置	1,392	28.7
	契約	506	10.4
無回答		289	6.0
在籍児数	人数	4,843	100

帰省できない理由〔表33〕は、「親がいない」が86人、「家庭の状況（虐待等の事情）から帰せない」は1,245人、「本人の事情で帰らない」196人と合わせると、家はありながらも何らかの理由で帰省ができない児童は1,527人（80.5%）と比率は高い。ここ数年来、増加していた家庭の事情で帰らせることが

できない児童は前年度調査より若干減っており、本人の事情により帰らせることができない児童が28人増加している。

措置・契約別でみると、措置家庭の帰省等が少ないのは、子どもの障害の状況もさることながら、措置の要件を考えると保護者の養育能力や養育姿勢とともに貧困が要因にあるのかもしれない。また契約児童の20.2%が帰省できていないが、家庭・子どもどちらにその要因があるのか定かではないが、ここにも貧困が影を落としていることが推察される。いずれにしても子どもの最善の利益が図られるような制度運用を期待したい。

表33 帰省できない理由

			%
親がいない	人数	86	4.5
	施設数	57	
地理的条件	人数	31	1.6
	施設数	14	
本人の事情で帰らない	人数	196	10.3
	施設数	62	
家庭状況から帰せない	人数	1,245	65.6
	施設数	137	
その他	人数	267	14.1
	施設数	51	
「帰省なし」の児童数		1,898	100

面会等の状況〔表34〕は、「年に1～2回程度家族が訪問」が27.6%で最も多く、次いで「月に1回程度家族が訪問」が16.3%、「週末（隔週）ごとに家族が訪問」が9.7%となっている。

面会が制限されている児童が162人（3.3%）、家族の訪問なしは、915人（18.9%）となっている。この傾向はここ数年続いており、家庭基盤そのものが脆弱化し、入所に至る児童の多いことがここにも表れている。親や家族との関係改善が今後の課題になってくるであろう。

表34 面会等の状況

	人数	%
家族の訪問なし	915	18.9
週末（隔週）ごとに家族が訪問	472	9.7
月に1回程度家族が訪問	790	16.3
年に1～2回程度家族が訪問	1,339	27.6
職員が引率して家庭で面会	112	2.3
面会の制限の必要な児童	162	3.3
無回答	1,053	21.7
計	4,843	100

6. 就学の状況

在籍児の就学・就園の状況〔表35〕をみると、特別支援学校（小・中・高）への通学が2,684人（75.0%）と最も多く、前回とほぼ同様であった。また、小中学校の特別支援学級は402人（11.2%）で、こちらも前年度調査とほぼ同様である。

就学前児童の活動形態は、園内訓練が75人、幼稚園への通園が35人、保育所への通所が2人、児童発達支援事業等の療育機関利用が6人である。前年度調査では66.4%であった園内訓練が55.6%と減少し、幼稚園や保育所、療育機関等の利用が前年度調査から1.5倍増となり、地域での受け入れが進みつつあるものと推察される。

義務教育年齢児童の就学状況は、特別支援学校小・中学部が1,335人、訪問教育が4人、施設内分校・分教室が127人、小中学校の特別支援学級が402人、普通学級が20人であり、特別支援学校（小・中学部）と小・中学校の特別支援学級が92.0%を占めている。

また、義務教育修了児の進路についても、高等特別支援学校に164人、一般高校に11人が通学しており、入所児童の状況の多様化に伴い、通学校やその手段も広がってきていることがわかる。

児童施設としての継続を念頭においた施設は、過齢児の送り出しとともに、学齢期の児童の受け入れを積極的に行っていることがうかがえる。

学年別就学児数〔表36〕は3,445人で、在籍児数に占める就学率は71.1%で、前年度調査（70.1%）より1.0ポイント上昇した。

学年別では、小学生924人（26.8%）、中学生964人（28.0%）、高等部1,557人（45.2%）、となっており、前年度調査とほぼ同様の結果であった。

表35 在籍児の就学・就園の状況

就学形態		施設数	人数	%
就学前児童 (活動形態)	幼稚園への通園	21	35	1.0
	保育所に通所	2	2	0.1
	児童発達支援事業等療育機関	3	6	0.2
	園内訓練	36	75	2.1
	その他	8	17	0.5
義務教育年齢 児童	訪問教育	3	4	0.1
	施設内分校・分教室	7	127	3.5
	特別支援学校小・中学部	137	1,335	37.3
	小中学校の特別支援学級	79	402	11.2
	小中学校の普通学級	5	20	0.6
義務教育修了児童 (就学形態)	訪問教育	2	4	0.1
	施設内分校・分教室	3	19	0.5
	特別支援学校高等部	128	1,349	37.7
	高等特別支援学校	31	164	4.6
	特別支援学校専攻科	1	10	0.3
	一般高校	7	11	0.3
通園・通学児童数		159	3,580	100

表36 学年別就学数

	人数	就学率	小学生						中学生			高等部		
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
児童数	3,445	71.1	94	121	128	168	180	233	280	321	363	503	512	542

7. 障害の状況

(1) 障害程度の状況

障害程度の状況〔表37〕は、最重度・重度が2,315人（47.8%）、中軽度は2,244人（46.3%）であり、前年度度までとほぼ同様の傾向である。

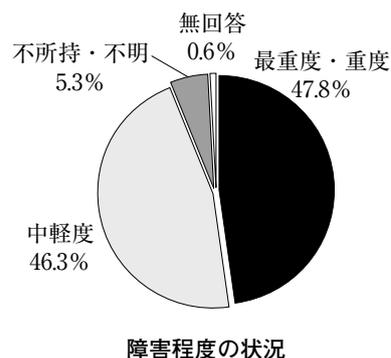


表37 障害程度の状況

療育手帳	人数	%
最重度・重度	2,315	47.8
中軽度	2,244	46.3
不所持・不明	256	5.3
無回答	28	0.6
計	4,843	100

(2) 重度認定の状況

平成29年度の重度認定数〔表38〕は、措置が103施設・600人（認定率25.7%）、契約が102施設・891人（認定率36.5%）であった。

また、強度行動障害認定数〔表39〕は、措置が8施設・13人（認定率0.6%）、契約が16施設・70人（認定率2.8%）であった。契約の強度行動障害加算が、前年度調査の9施設・27人から7施設・43人に増加している。

表38 重度認定数

		施設数	人数	認定率
平成29年度重度加算数	措置	103	600	25.7
	契約	102	891	35.6

表39 強度行動障害認定数

		施設数	人数	認定率
平成29年度強度行動障害加算数	措置	8	13	0.6
	契約	16	70	2.8

(3) 重複障害の状況

重複障害の状況〔表40〕については、自閉スペクトラム症が1,334人（27.5％）で全在籍児童の4分の1強を占めている。統合失調症の精神障害は1％に満たないが、その他の重複障害68人（1.4％）の中に反応性愛着障害等が含まれているのか不明であり、今後実態を把握する必要がある。

表40 重複障害の状況

	人数	%
自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）	1,334	27.5
統合失調症	19	0.4
気分障害（周期性精神病、うつ病性障害など）	27	0.6
てんかん性精神病	56	1.2
その他（強迫性、心因反応、神経症様反応など）	68	1.4
現在員	4,843	100

身体障害者手帳の所持状況〔表41〕は、1級が372人、2級が115人で在籍児童の10.1％が重度身体障害を重複している。

身体障害者手帳の内訳〔表41-2〕は、肢体不自由が447人（72.8％）、内部障害が45人（7.3％）、聴覚障害が44人（7.2％）、視覚障害41人（6.7％）となっている。

重度重複加算の状況〔表42〕では、平成29年6月に重度重複加算の認定を受けているのは措置が25人（1.1％）、契約が19人（0.8％）にとどまっている。これは、重度重複加算が重度障害児加算の対象であり、なおかつ3種類以上の障害を有することが要件となっているためであり、重度重複障害児への支援を手厚くするために、2種類以上の障害で加算対象にするなどの要件緩和が望まれる。

表41 身体障害者手帳の所持状況

身体障害者手帳	人数	%
1級	372	60.6
2級	115	18.7
3級	59	9.6
4級	23	3.7
5級	20	3.3
6級	25	4.1
計	614	12.7
現在員	4,843	100

表41-2 身体障害者手帳の内訳

身体障害者手帳	人数	%
視覚	41	6.7
聴覚	44	7.2
平衡	11	1.8
音声・言語又は咀嚼機能	9	1.5
肢体不自由	447	72.8
内部障害	45	7.3
手帳所持者実数	614	12.7
現在員	4,843	100

表42 重度重複加算の状況

		施設数	人数	%
平成28年6月1日認定数	措置	14	25	1.1
	契約	13	20	0.8
平成29年6月1日認定数	措置	16	25	1.1
	契約	15	19	0.8

8. 行動上の困難さの状況

行動上の困難さの状況〔表43〕を頻度別（重複計上）に調査し、人数は延べ数とした。その結果、週1回の頻度では、「強いこだわり」959人（19.8%）、「奇声・著しい騒がしさ」618人（12.8%）、「他傷、他害」590人（12.2%）の順に多く、月1回の頻度では「他傷、他害」352人（7.3%）、「自傷行為」245人（5.1%）、「器物破損等激しい破壊行為」218人（4.5%）の順に多い結果で、前年度とほぼ同様の傾向であった。

昭和50年代に顕著になった行動障害のある児童に対し、国の施策としてモデル事業的な「強度行動障害者特別処遇事業（平成4年）」が始まり、その後、強度行動障害特別処遇加算費という一般施策へ推移したが、〔表39〕のとおり強度行動障害加算の認定を受けているのは極めて少数にとどまっている。福祉型障害児入所施設として、行動障害に関連した入所ニーズが高いことから、手厚い支援を行うために加算要件を緩和した行動障害加算の創設が望まれる。

また、このアセスメント項目は強度行動障害から派生した量的、支援に要す時間的な可視化指標を応用して作られたため、反応性愛着障害等の情緒反応から行動化を起している困難性が混在することや見落される懸念があり、今後これらも反映されるアセスメントの構築が望まれる。

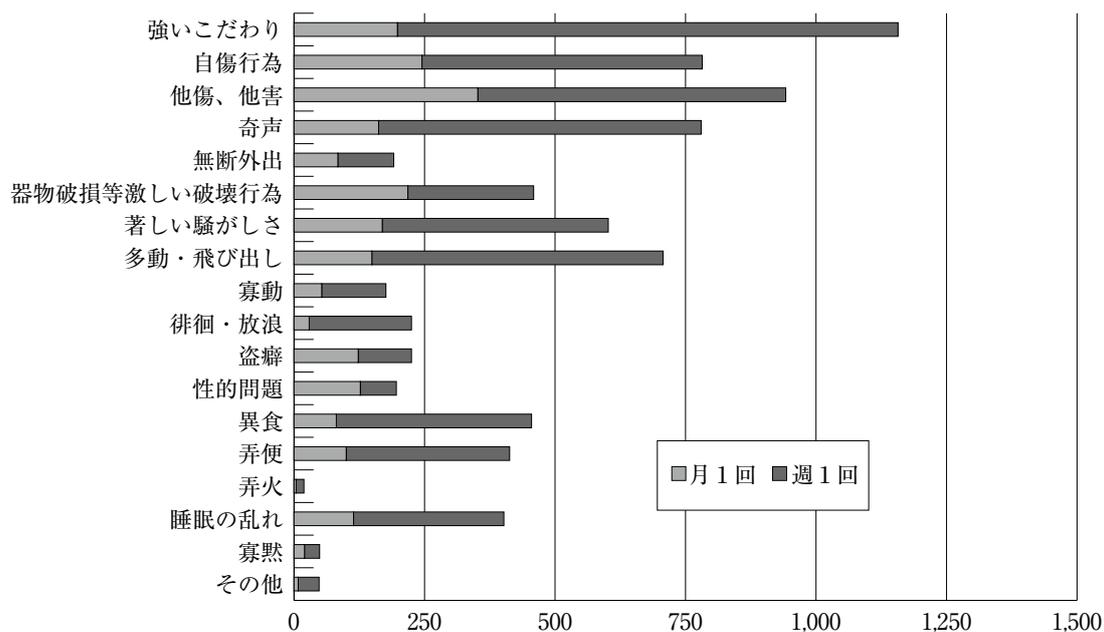


表43 行動上の困難さの状況

(重複計上)

	頻度	施設数	人数	%
強いこだわり	月1回	56	198	4.1
	週1回	131	959	19.8
自傷行為	月1回	77	245	5.1
	週1回	118	537	11.1
他傷、他害	月1回	95	352	7.3
	週1回	122	590	12.2
奇声・著しい騒がしさ	月1回	51	162	3.3
	週1回	122	618	12.8
無断外出	月1回	36	84	1.7
	週1回	39	107	2.2
器物破損等激しい破壊行為	月1回	82	218	4.5
	週1回	86	241	5.0
著しい騒がしさ	月1回	51	169	3.5
	週1回	91	433	8.9
多動・飛び出し行為	月1回	53	149	3.1
	週1回	120	558	11.5
寡動・停止行動	月1回	29	53	1.1
	週1回	55	123	2.5
徘徊・放浪	月1回	17	29	0.6
	週1回	51	196	4.0
盗癖	月1回	56	123	2.5
	週1回	46	102	2.1
性的問題	月1回	51	127	2.6
	週1回	33	69	1.4
異食・過食・反すう・多飲水	月1回	42	81	1.7
	週1回	97	374	7.7
不潔行為	月1回	50	100	2.1
	週1回	103	313	6.5
弄火	月1回	2	4	0.1
	週1回	4	15	0.3
睡眠の乱れ	月1回	56	114	2.4
	週1回	85	288	6.0
寡黙	月1回	10	20	0.4
	週1回	19	29	0.6
その他	月1回	5	8	0.2
	週1回	15	40	0.8
在籍児数			4,843	

9. 医療対応の状況

(1) 医療機関の受診状況

受診科目別の通院の状況（平成28年度実績）〔表44〕では、全体で1人平均11.5回通院していることから、ほぼ毎月1回通院していることになる。通院回数が多いのは、小児科・内科が実人数3,847人（在籍比79.4%）・1人平均4.7回、次いで歯科が実人数2,593人（在籍比53.5%）・1人平均3.2回、精神科・脳神経外科が実人数2,259人（在籍比46.6%）、1人平均6.8回となっている。

全施設の通院の延べ回数は55,935回で、1施設あたり351.8回と、ほぼ毎日通院していることになる。

児童期は身体的に発育途上で変調を起こしやすく、免疫力も低く医療対応が多くなることがある。大都市部と地方部、医療施設の社会資源がどんな範囲（距離的）にあるかによって、通院にかかる人的（複数職員対応等）、時間的（移動距離、待合に係る時間等）な負担が異なる。福祉型障害児入所施設での通院を分類すると、何らかの不調があって診察を受ける「一般診療」、重複障害の状況にある「内部疾患（のための定期的な）診療」、児童精神科等の「精神保健上の診察」の3つに分けられる。

障害児入所施設は、医療型障害児入所施設と福祉型障害児入所施設に分けられたが、通院という視点でみると、福祉型障害児入所施設の負担が大きい。看護師配置加算、嘱託医制度があるものの、それだけでは対応しきれないため、児童指導員・保育士が通院に費やす業務量は多くなる。身体症状を適切に伝えるには、職員の付き添いは欠かせないが、乳児院や児童養護施設での通院回数と比較検討の上、職員配置の改善を訴えていくことも必要があろう。

表44 受診科目別の通院の状況（平成28年度実績）

	施設数	実人数	在籍比	延べ回数	1施設平均	1人平均
精神科・脳神経外科	145	2,259	46.6	15,441	106.5	6.8
小児科・内科	142	3,847	79.4	18,200	128.2	4.7
外科・整形外科	125	845	17.4	2,512	20.1	3.0
歯科	141	2,593	53.5	8,417	59.7	3.2
その他	129	2,859	59.0	11,365	88.1	4.0
実数	159	4,843	100	55,935	351.8	11.5

(2) 服薬の状況

服薬の状況〔表45〕は、最も多いのが向精神薬・抗不安薬で1,589人（32.8%）、次いで抗てんかん薬が1,071人（22.1%）、睡眠薬が510人（10.5%）となっている。

表45 服薬の状況

	施設数	人数	%
抗てんかん薬	142	1,071	22.1
抗精神薬・抗不安薬	149	1,589	32.8
睡眠薬	116	510	10.5
心臓疾患	28	34	0.7
腎臓疾患	15	17	0.4
糖尿病	16	17	0.4
喘息	63	115	2.4
貧血	35	48	1.0
その他	80	503	10.4
実数	159	4,843	100

(3) 入院の状況

平成28年度の入院の状況〔表46〕は、平成28年度に入院があったのは102施設212人で、入院日数は7,537日、1人あたりの入院日数は35.6日であった。そのうち付添い日数は417日で、入院日数の5.5%にとどまっている。

表46 平成28年度の入院の状況

入院あり		%
施設数	102	64.2
人数	212	4.4
日数	7,537	
うち付添日数	417	

(%はそれぞれ施設数比、在籍数比)

(4) 契約制度の影響

表47 保険証の資格停止・無保険（契約児）

		%
施設数	13	8.2
平成28年度延べ人数	23	0.9
平成29年6月1日現在延べ人数	23	0.9

表48 経済的負担を理由とした通院見合わせ（平成28年度～29年6月1日まで）

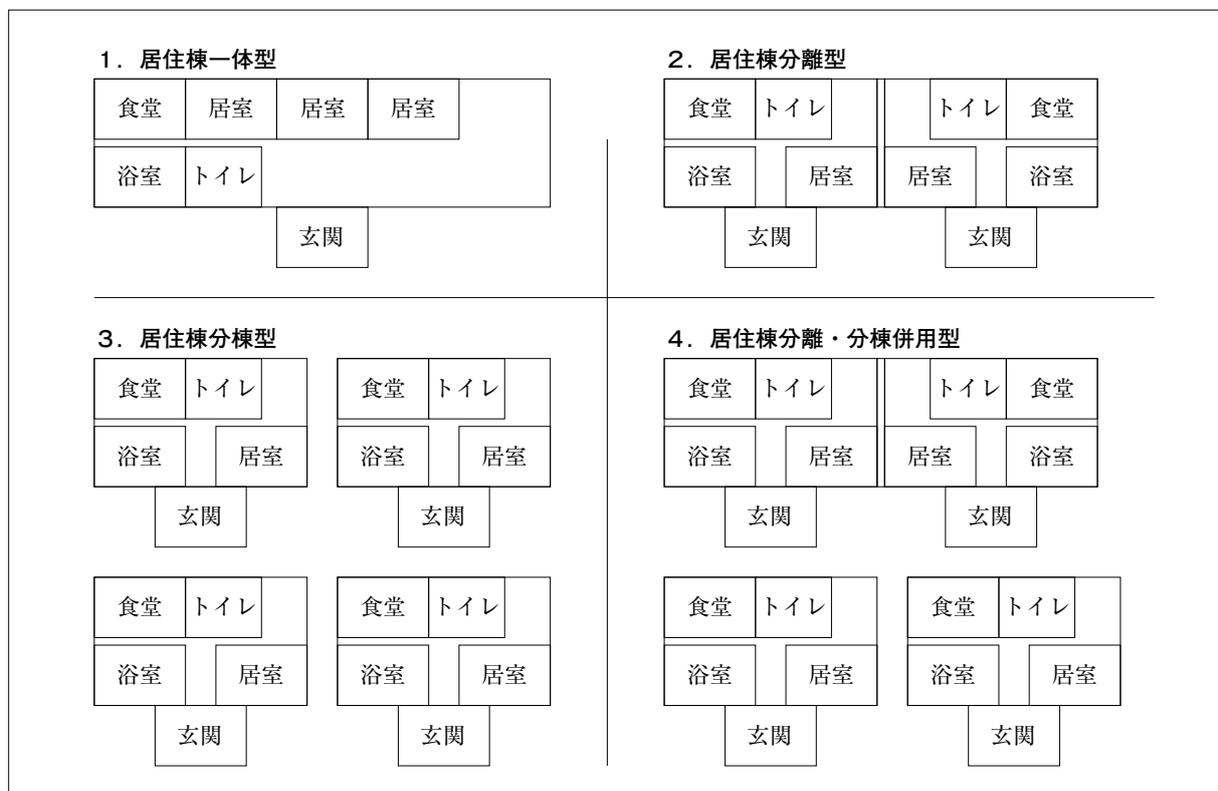
		%
ある人数	11	0.4
延べ回数	23	

表49 医療費の支払いの滞納（平成29年5月末日）

		%
ある人数	7	0.3
延べ金額（円）	199,269	

Ⅲ 施設の設備・環境と暮らしの状況

1. 施設建物の形態



形態分類

1. 居住棟一体型（多層構造や渡り廊下等で連っている構造も含む）
2. 居住棟分離型（構造上は一体型であるが，出入口や仕切り等を設け，生活単位を分けて使用している構造）
3. 居住棟分棟型（生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造）
4. 住棟分離・分棟併用型（敷地内に上記2，3を合わせて設けている構造）
5. 敷地外に生活の場を設けている

施設の形態〔表50〕は，生活環境の質の高さを検討するために，上記のように形態を5つに分類し，調査をしたものである。居住棟一体型が80施設（50.3%）と最も多いが前年度より減少し，分離型が44施設（27.7%），分棟型は12施設（7.5%）と分離・分棟併用型8施設（5.0%）は増加した。敷地外に生活の場を設けているのは3施設（1.9%）となっている。

今年度調査では，分棟型，分離・分棟併用型が増加し，児童の生活の場の小規模化が進んでいることが見てとれる。今後さらにこうした生活環境の整備が進むことが望まれる。

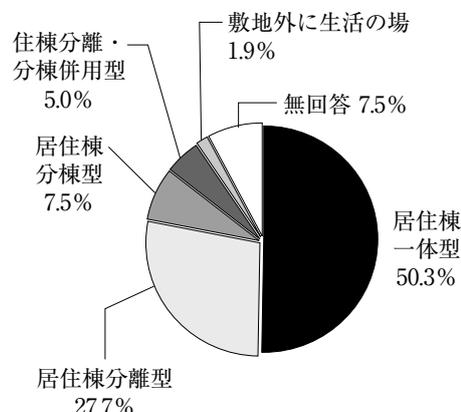


表50 施設の形態

	施設数	%
居住棟一体型	80	50.3
居住棟分離型	44	27.7
居住棟分棟型	12	7.5
居住棟分離・分棟併用型	8	5.0
敷地外に生活の場を設けている（自活訓練含む）	3	1.9
箇所数（箇所）	3	
食事は本体より配食	0	
食事は自前調理	0	
本体からの配食+自前調理	3	
無回答	12	7.5
計	159	100

2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成

生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位。

(1) 生活単位の設置数

生活単位の設置数〔表51〕について、規模別施設数で最も多かったのは、6～10人で51施設・129単位、16人以上が51施設・192単位、11～15人が47施設・85単位、5人以下が24施設・110単位であった。5人以下の小規模な生活単位数が前年度より増加し、生活単位の小規模化が少しずつ進んでいることがみてとれる。

全生活単位のうち10人以下の小規模な生活単位が占める割合が46.3%と、約半数を占めている。

なお、平成24年度に新設された小規模グループケア加算を受けている施設は27施設（17.0%）〔表67〕で、加算受給施設は23施設から27施設に増加している。生活単位の小規模化と小規模グループケアを実施する施設が増加傾向にある。

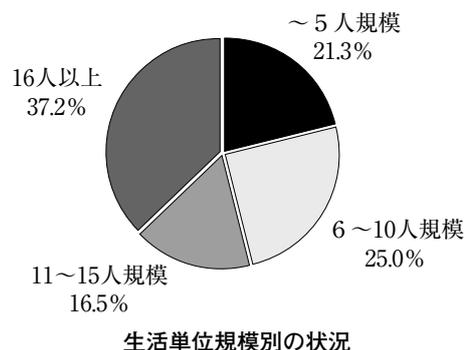


表51 生活単位の設置数

(複数計上)

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人以上	計 (施設数は実数)
生活単位数	110	129	85	192	516
%	21.3	25.0	16.5	37.2	100
公立	45	35	29	37	50
民立	65	94	56	155	109
施設数	24	51	47	51	159
施設平均	4.6	2.5	1.8	3.8	3.2

(2) 専任スタッフ数

〔表51〕の生活単位における専任スタッフ数〔表52〕は、516単位に対して1,898人配置され、1単位平均3.7人となっている。規模別の専任スタッフ数は、1単位平均16人以上の規模で4.2人、11～15人の規模が5.6人、6～10人が3.9人、5人以下が1.0人となっている。徐々に生活単位の小規模化が進んではいるが、職員配置が十分なものとはいえない状況である。

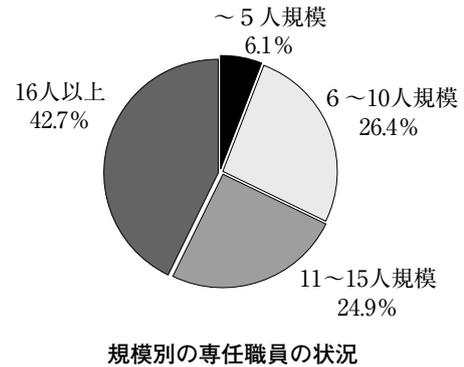


表52 専任スタッフ数

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人以上	計 (施設数は実数)
専任スタッフ(人)	115	501	472	810	1,898
単位平均(人)	1.0	3.9	5.6	4.2	3.7
公立	44	210	240	336	830
民立	71	291	232	474	1,068
施設数	21	48	44	50	159
平均(人)	5.5	10.4	10.7	16.2	11.9

(3) 児童と直接支援職員の比率

児童定員と直接支援職員数の比率〔表53〕では、職員1人に対し児童2人未満～2.5人以下が45施設(28.3%)と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の合計が127施設(79.9%)となっており、前年度調査より増加している。設置主体別に見ると、職員1人に対し児童3人以下の施設が、公立42施設(84.0%)、民立85施設(78.0%)となっており、公民の格差が解消されつつある。

在籍数と直接支援職員数の比率〔表54〕では職員1人に対して児童1.5人未満～2人以下が40施設(25.2%)と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の施設が合計136施設(85.5%)と増加している。設置主体別では、職員1人に対し児童3人以下の施設が公立では43施設(86.0%)、民立では93施設(85.3%)となっている。

なお、在籍比で職員1人に対し児童2人以下の施設が92施設(57.9%)と大幅に増加しており、職員配置基準の4.3:1を大きく超えて各種加算や法人の自助努力により手厚い職員配置をしている施設が数多くあることから、職員配置基準の抜本的な見直しが必要であろう。

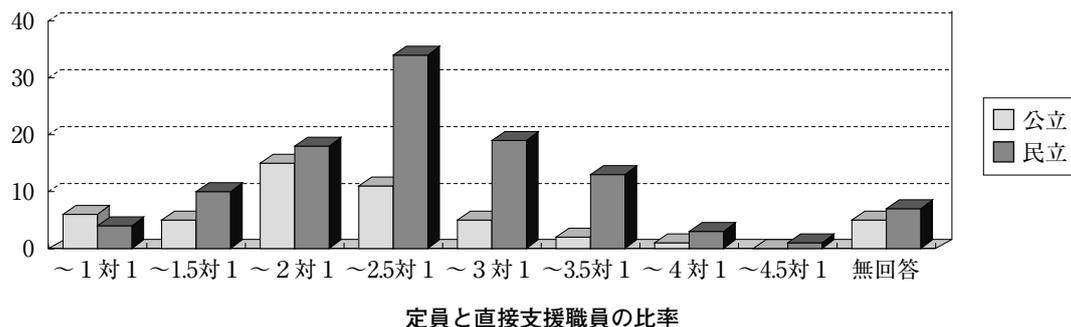
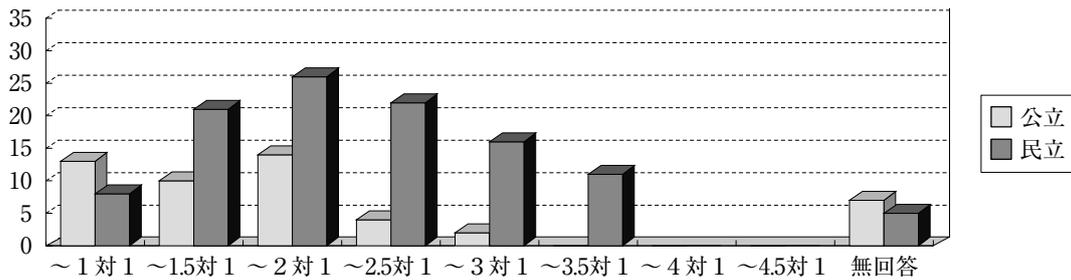


表53 定員：直接支援職員の比率

定員：職員	～1：1	～1.5：1	～2：1	～2.5：1	～3：1	～3.5：1	～4：1	～4.5：1	無回答	計
施設数	10	15	33	45	24	15	4	1	12	159
%	6.3	9.4	20.8	28.3	15.1	9.4	2.5	0.6	7.5	100
公立	6	5	15	11	5	2	1	0	5	50
%	12.0	10.0	30.0	22.0	10.0	4.0	2.0	0	10.0	100
民立	4	10	18	34	19	13	3	1	7	109
%	3.7	9.2	16.5	31.2	17.4	11.9	2.8	0.9	6.4	100



在籍数と直接支援職員の比率

表54 在籍数：直接支援職員の比率

在籍：職員	～1：1	～1.5：1	～2：1	～2.5：1	～3：1	～3.5：1	～4：1	～4.5：1	無回答	計
施設数	21	31	40	26	18	11	0	0	12	159
%	13.2	19.5	25.2	16.4	11.3	6.9	0	0	7.5	100
公立	13	10	14	4	2	0	0	0	7	50
%	26.0	20.0	28.0	8.0	4.0	0	0	0	14.0	100
民立	8	21	26	22	16	11	0	0	5	109
%	7.3	19.3	23.9	20.2	14.7	10.1	0	0	4.6	100

3. 「自活訓練事業」の取り組み状況

施設機能強化推進事業の特別事業として制度化され継続している自活訓練事業〔表55〕は、15施設（9.0%）で取り組まれており、設置主体別では公立が8施設（16.0%）、民立が12施設（11.0%）となっている。公立は前回の3施設から8施設に増えたが、民立は変化がなかった。自活訓練事業を今後検討すると回答した施設は、公立は前年度調査と変わらず、民立は33施設から24施設に減少している。

今後、児童施設で自活訓練事業の定着を図るのであれば、条件整備への取り組みが必要であろう。

表55 自活訓練事業の実施状況

		計	%	
自活訓練事業の実施施設数		15	9.0	
公立	実施している	8	16.0	
	自活訓練加算	措置（人）	6	
		契約（人）	9	
		加算対象外〔独自加算〕（人）	3	
	今後検討する	12	24.0	
	不明・無回答	30	60.0	
	計	50	100	
民立	実施している	12	11.0	
	自活訓練加算	措置（人）	11	
		契約（人）	13	
		加算対象外〔独自加算〕（人）	1	
	今後検討する	24	22.0	
	不明・無回答	73	67.0	
	計	109	100	

IV 地域生活・在宅サービスの状況

1. 障害児等療育支援事業の実施状況

障害児等療育支援事業を実施している施設は、前年度より若干の減少が見られる。児童福祉法改正などを経た上で、平成18年の障害児（者）地域療育支援事業の再編により、「都道府県域の療育機能と（市町村での）相談支援事業との重層的な連携を図る」とされたが、約10年が過ぎた現在、実態を検証することが求められる。

法人によっては障害児（者）地域療育支援事業と障害児相談支援事業を両立させている事業所もあるが、障害受容や個別給付の関係でどのように整理されているか実態を把握する必要があるのではないか。このような事業の混在性又は地域偏在を把握するためには、地区ブロックごとの集計が有効となってくるかもしれない。

表56 障害児等療育支援事業（都道府県の地域生活支援事業とした事業等）の実施

	施設数	%
実施している	23	14.5
法人内の他施設が実施している	23	14.5
実施していない	81	50.9
無回答	32	20.1
計	159	100

表57 事業内容別実施件数

	件数
訪問療育等指導事業	3,478
外来療育等相談事業	4,102
施設支援事業	1,460
保育所	515
学 校	128
作業所	601
その他	216

2. 短期入所の実施状況

短期入所の実施状況〔表58〕は、「行っている」が136施設（85.5%）で8割超の施設が実施している。また、併設型事業所の定員規模別事業所数〔表59〕は、定員4人が最も多く21施設（27.3%）、次いで定員2人が13施設（16.9%）、定員3人と5人が同数の10施設（13.0%）となっている。空床型事業所〔表60〕では、定員9名以上が最も多く12施設（25.5%）、次いで4人が9施設（19.1%）、定員2人が8施設（17.0%）となっている。

利用実績〔表61〕は、利用実人数が1,860人、延べ利用件数が5,038件、1人当たりの平均利用件数は2.7件、1事業所当たりの利用実人数は13.7人となっている。

利用延べ件数の内訳〔表62〕では、1泊が3,074件（61.0%）と最も多く、次いで2泊が1,095件（21.7%）となっている。

1回の利用で30泊以上する場合の理由〔表63〕は、最も多いのが「家族の病気等」で167件（87.0%）、次いで「障害者支援施設への入所待機」が14件（7.3%）となっている。

今回の調査は平成29年4～6月までの3ヵ月間を調査したものであるため、前年度調査との比較については控えるが、短期入所事業で取り上げられる課題のひとつに俗に言う「ロングショート」「長期利用」と呼ばれる実態がある。1回の利用で30泊以上する場合の理由として、「家族の病気等」が最も多い結果となっているが、障害者支援施設等の入所待機という名目での運用が一部常態化しているのではないかと推察される。しかし「待機」という理由でロングショートを認めてしまうと、その利用児・者に占有されてしまい、生活の中で障害福祉サービスとして必要な時に利用したい人たちが利用できず、広く公平な利用ができない局面を生んでいるという側面があることも認識する必要があるだろう。

表58 短期入所の実施状況

	施設数	%
実施している	136	85.5
実施していない	18	11.3
無回答	5	3.1
計	159	100

表59 定員規模別施設数（併設型）

	施設数	%
1人	2	2.6
2人	13	16.9
3人	10	13.0
4人	21	27.3
5人	10	13.0
6人	8	10.4
7人	2	2.6
8人	5	6.5
9人以上	6	7.8
計	77	100

表60 定員規模別施設数（空床型）

	施設数	%
1人	2	4.3
2人	8	17.0
3人	6	12.8
4人	9	19.1
5人	3	6.4
6人	5	10.6
7人	0	0
8	2	4.3
9人以上	12	25.5
計	47	100

※定員数及び併設型・空床型について無回答の施設があることから実施施設数との計が不一致。

表61 利用実績（平成29年4月～6月までの3ヵ月間）

利用実人数	1,860
利用件数（延べ）	5,038
1人当たりの平均利用件数	2.7
1事業所当たりの利用実人数	13.7

表62 利用延べ件数の内訳

	1泊	2泊	3泊	4～6泊	7～13泊	14～29泊	30泊以上	不明	計
利用件数	3,074	1,095	354	325	117	38	27	8	5,038
%	61.0	21.7	7.0	6.5	2.3	0.8	0.5	0.2	100

表63 1回の利用で30泊以上する場合の理由（重複回答）

	施設数	%	件数	%
障害者支援施設への入所待機のため	9	36.0	14	7.3
グループホームへの入居待機のため	1	4.0	1	0.5
その他福祉施設等への入所待機のため	5	20.0	5	2.6
本人の健康状態の維持管理のため	1	4.0	1	0.5
家族の病気等のため	6	24.0	167	87.0
地域での自立した生活をするための事前準備のため	1	4.0	1	0.5
その他	2	8.0	3	1.6
計	25	100	192	100

3. 日中一時支援事業の実施状況

市町村の地域生活支援事業である日中一時支援事業の実施状況〔表64〕は、近年微増微減を繰り返している。平成18年障害者自立支援法の施行により、短期入所の日中利用を市町村が実施する地域生活支援事業に移行し、約10年が経過した。

この10年間は同時に社会福祉法人以外の民間営利会社にも門戸が開かれ、放課後等デイサービスの想定を上回る拡充があり、支援内容に重なる部分の多い日中一時支援事業が大きく影響を受けた感が否めない。

表64 日中一時支援事業の実施状況

	施設数	%
実施している	120	75.5
実人数	3,974	
延べ人数	58,903	
実施していない	30	18.9
無回答	9	5.7
計	159	100
実施市区町村数	295	

4. 福祉教育事業の実施状況

福祉教育事業の実施状況〔表65〕は、前年度調査から大きな変化は見られない。事業内容と受け入れ状況〔表66〕については単位実習（保育士）の受け入れ人数が減少している。保育士の不足は施設実習・単位取得とも関連しており深刻化している状況にある。福祉型障害児入所施設にとどまらず児童養護施設等社会的養護関連施設の人材確保への影響も懸念される。次年度以降は、施設実習・養成校との連携

や社会福祉法改正に伴う地域での公益的取り組み・社会貢献等についてもさらに調査する必要がある。

表65 福祉教育事業の実施状況

		施設数	%
実施している		135	84.9
実施していない		11	6.9
無回答		13	8.2
計		159	100
公立	実施している	39	80.0
	実施していない	3	6.0
	無回答	7	14.0
	計	50	100
私立	実施している	95	87.2
	実施していない	8	7.3
	無回答	6	5.5
	計	109	100

表65-2 事業内容と受け入れ状況

	総計		公立		私立	
	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数
小・中・高校生のボランティア	52	1,093	15	400	37	637
民間作業ボランティア	72	10,606	27	5,515	45	5,091
学校教員・教職免許の体験実習	40	353	14	98	26	255
単位実習〔保育士〕	119	2,437	35	697	84	1,740
単位実習〔社会福祉士・主事〕	28	72	8	24	20	48
施設職員の現任訓練	16	67	4	22	12	45
その他	34	976	14	333	20	643

5. 地域との交流

表66 地域との交流

交流内容	施設数	%	公立	私立
入所児の地域行事・地域活動等への参加	115	72.3	33	82
地域住民の施設行事への参加	89	56.0	27	62
施設と地域との共催行事の開催	28	17.6	8	20
地域住民をボランティアとして受け入れ	77	48.4	23	54
地域の学校等との交流	64	40.3	19	45
施設と地域が共同で防災・防犯訓練を実施	43	27.0	17	26
子育てや障害に関する相談会・講演会の実施	26	16.4	14	12
施設設備の開放や備品の貸し出し	74	46.5	23	51
その他	8	0.5	2	6

V 施設運営・経営の課題

1. 施設の運営費

(1) 加算の認定状況

平成29年度の加算認定状況〔表67〕は、児童発達支援管理責任者配置加算が144施設（90.6％）で最も多く、重度障害児支援加算が119施設（74.8％）、入院・外泊時加算が115施設（72.3％）、栄養士配置加算が110施設（69.2％）、看護師配置加算が88施設（55.3％）、職業指導員加算が54施設（34.0％）、心理担当職員配置加算が36施設（22.6％）、栄養ケアマネジメント加算と重度重複障害児加算が28施設（17.6％）であり、前年度とほぼ同様の傾向であった。

なお、児童発達支援管理責任者配置加算は、平成30年の報酬改定において、児童発達支援管理責任者が必置とされ、基本報酬に含まれることとなった。

小規模グループケア加算は、昨年度23施設（14.6％）から今年度、27施設（17.0％）に増加しており、改築等を機会に小規模グループケアに取り組む施設が増えることが推察される。

表67 平成29年度の加算認定状況

	施設数	%
児童発達支援管理責任者配置加算	144	90.6
職業指導員加算	54	34.0
重度障害児支援加算	119	74.8
重度重複障害児加算	28	17.6
強度行動障害児特別加算	11	6.9
幼児加算	1	0.6
心理担当職員配置加算	36	22.6
看護師配置加算	88	55.3
入院・外泊時加算	115	72.3
自活訓練加算	12	7.5
入院時特別支援加算	19	11.9
地域移行加算	5	3.1
栄養士配置加算	110	69.2
栄養ケアマネジメント加算	28	17.6
小規模グループケア加算	27	17.0
事業所数	159	100

(2) 自治体の補助の状況

自治体の加算措置の有無〔表68〕については、人件費等の事務費の補助は、「ある」が41施設（25.8％）、「ない」が90施設（56.6％）と、昨年調査と比べると「ある」が3施設増加し、「ない」が5施設増加している。事業費に対する補助については、「ある」が42施設（26.4％）、「ない」が92施設（57.9％）と、前年度調査と比べると「ある」が6施設増加し、「ない」が5施設増加している。なお「無回答」の増

減が影響したことが割合の変化の要因であることから、傾向に大きな変化はみられない。

表68 自治体の加算措置の有無 — 職員配置等の事務費および事業費の補助 —

	事務費	%	事業費	%
ある	41	25.8	42	26.4
ない	90	56.6	92	57.9
不明・無回答	28	17.6	25	15.7
計	159	100	159	100

2. 在所延長規定の廃止に伴う今後の施設整備計画

(1) 障害者支援施設の指定状況

平成24年4月1日施行の改正児童福祉法により、従来あった在所延長規定が廃止されたが、現に在所している満18歳以上の入所者の在所継続のための障害者支援施設の指定状況〔表69〕について調査したところ、「障害者支援施設の指定を受けている」が前年度89施設（56.3%）から81施設（50.9%）に、「受けていない」が前年度59施設（37.3%）から64施設（40.3%）になっている。

表69 障害者支援施設の指定状況

	施設数	%	公立	民立
受けている	81	50.9	27	54
受けていない	64	40.3	22	42
無回答	14	8.8	1	13
計	159	100	50	109

(2) 今後の方針

在所延長規定の廃止により、今後は児童施設として維持するのか障害者支援施設に転換するのか対応の方針を定めなければならないこととされている。今後の対応方針〔表70〕では、「児童施設として維持する」が、昨年度は、103施設（65.2%）から113施設（71.1%）に、「障害者支援施設を併設する」が34施設（21.5%）から29施設（18.2%）に、「障害者支援施設に転換する」が7施設（4.4%）から5施設（3.1%）に、無回答が14施設（8.9%）から12施設（7.5%）となっており、今後も経過措置期間の平成33年3月末までの各施設の動向を注視していきたい。

表70 今後の対応方針

	施設数	%	公立	民立
児童施設として維持する	113	71.1	41	72
障害者支援施設を併設する	29	18.2	5	24
障害者支援施設に転換する	5	3.1	0	5
無回答	12	7.5	4	8
計	159	100	50	109

(3) 今後の児童施設の定員

今後の児童施設の定員〔表71〕については、「児童施設の定員の変更なし」は、前年度106施設（67.1％）から118施設（74.2％）に、「児童施設の定員を削減する」が33施設（20.9％）から26施設（16.4％）に、無回答が19施設（12.0％）から15施設（9.4％）になっており、削減予定人数は401人から434人となっている。「定員を削減する」の内訳は、公立が9施設から7施設、民立が24施設から19施設であった。

在所延長規定の廃止による満18歳以上の障害者施策への移行、施設基準（居室面積等）の見直し等から児童の定員の見直しが検討されている状況を示している。

定員の変更をしない118施設は今後も児童施設として運営する方針と思われ、〔表70〕「今後の対応方針」の結果とほぼ一致している。定員を削減するのは、障害者支援施設を併設又は転換するか廃止する方針と思われるが、定員を削減するのみで、今後も児童施設として運営する施設もあるだろう。無回答の15施設は方向性を決めかねているものと推察される。

表71 今後の児童施設の定員

	施設数	%	公立	民立
定員の変更なし	118	74.2	38	80
定員を削減する	26	16.4	7	19
削減数（人）	434		133	301
無回答	15	9.4	5	10
計	159	100	50	109

(4) 障害種別の一元化に向けた対応について

障害種別の一元化に向けて他の障害の受け入れに伴う施設の設備・構造をみると、身体障害の車椅子対応〔表72〕については、現状で受け入れが可能な施設が、前年度41施設（25.9％）から49施設（30.8％）、対応困難な施設が52施設（32.9％）から54施設（34.0％）となっている。

また、盲・ろうあ児の受け入れ〔表73〕については、現状で受け入れ可能とする施設が前年度14施設（8.9％）、から16施設（10.1％）、受け入れ困難な施設が81施設（51.3％）から84施設（52.8％）となっている。

前年度調査とほぼ同様の結果となっており、障害種別の一元化に向けては、バリアフリーの環境は改築等を機会に整備が進んでいくであろうが、大半の施設において、障害種別に応じた専門性の向上や専門職の確保等の課題を抱えていることがうかがえる。

表72 身体障害の車椅子対応

	計	%	公立	民立
現状で可能	49	30.8	10	39
改築等が必要	38	23.9	12	26
受け入れ困難	54	34.0	20	34
無回答	18	11.3	8	10
計	159	100	50	109

表73 盲・ろうあ児の受け入れ

	計	%	公立	私立
現状で可能	16	10.1	2	14
改築等が必要	36	22.6	7	29
受け入れ困難	84	52.8	34	50
無回答	23	14.5	7	16
計	159	100	50	109

3. 在所延長している児童の今後の見通し

在所延長している児童の今後の見通し〔表74〕については、施設入所支援対象が111施設・545人（18歳以上の在籍者の45.3%）、グループホーム対象が36施設・75人（同6.2%）、家庭引き取りが5施設・5人（同0.4%）となっているが、そのうち平成29年度末までに移行可能となっているのは、施設入所支援で158人（同13.1%）、グループホームで32人（同2.7%）にとどまっており、今後の対象児童のスムーズな移行支援を進めるために都道府県と市町村が連携した自立支援システムの構築が望まれる。

表74 在所延長している児童の今後の見通し

		数	%（*）	公立	私立
家庭引き取り	施設数	5	3.1	1	4
	人数	5	0.4	1	4
単身生活	施設数	2	1.3	0	2
	人数	5	0.2	0	5
施設入所支援対象	施設数	111	69.8	28	83
	人数	545	45.3	215	330
	うち29年度末までに移行可能	158	13.1	60	98
グループホーム対象	施設数	36	22.6	10	26
	人数	75	6.2	19	56
	うち29年度末までに移行可能	32	2.7	8	24

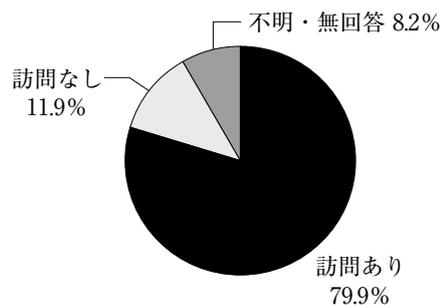
（*）施設数の％は回答施設数における割合、人数の％は18歳以上の在籍者数における割合

4. 児童相談所との関係

(1) 措置後の児童福祉司等の施設訪問

児童相談所が入所措置を行った後の児童福祉司等の施設訪問〔表75〕については、平成28年度に訪問があったのは127施設（79.9%）、訪問がないが19施設（11.9%）となっている。訪問のある児童相談所のか所数〔表75-2〕では、2か所が31施設（24.4%）で最も多いが、5か所以上も26施設（20.5%）ある。

訪問回数〔表75-3〕は、5回以上が64施設（50.4%）と



児童福祉司の訪問の状況

最も多く、訪問のあった施設では児童相談所職員の訪問回数は比較的多いといえるが、訪問のない施設も1割強あることから児童相談所の取り組みに温度差があることがうかがえる。

表75 措置後の児童福祉司等の施設訪問

	施設数	%
平成28年度に訪問あった	127	79.9
訪問はない	19	11.9
不明・無回答	13	8.2
計	159	100

表75-2 28年度訪問か所数（児童相談所数）

28年度訪問か所数	施設数	%
1か所	22	17.3
2か所	31	24.4
3か所	19	15.0
4か所	19	15.0
5か所以上	26	20.5
不明・無回答	10	7.9
訪問のあった施設実数	127	100

表75-3 28年度訪問回数

28年度訪問回数	施設数	%
1回	8	6.3
2回	11	8.7
3回	4	3.1
4回	3	2.4
5回以上	64	50.4
不明・無回答	37	29.1
訪問のあった施設実数	127	100

(2) 児童相談所との連携

児童相談所との連携〔表76〕は、「県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で実施している」が53施設（33.3%）、「定期的に児童相談所を訪問して協議している」が6施設（3.8%）、「不定期であるが、児童相談所を訪問して協議している」が54施設（34.0%）となっている。前年度調査に比べ、定期的に児童相談所を訪問している施設が、13施設（8.2%）から6施設（3.8%）へと減少している。

契約制度の導入により児童相談所と施設の連携が希薄になっていることが施設現場から指摘されているが、定期的な協議の場を通じて児童相談所との関係を強化しなければ、複雑化している家庭環境や虐待に代表される児童福祉の危機に適切に対応していくことはできないであろう。また移行支援に関しても今後はさらなる連携の強化を図る必要がある。

表76 児童相談所との連携

(重複計上)

	施設数	%
県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で行っている	53	33.3
定期的に児童相談所を訪問して協議している	6	3.8
不定期であるが、児童相談所を訪問して協議している	54	34.0
特に行っていない	28	17.6
不明・無回答	18	11.3
施設実数	159	100

(3) 18歳以降の対応

措置児童の18歳以降の対応〔表77〕については、「18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない」が7施設（4.4%）、「高校（高等部）卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない」が42施設（26.4%）、「高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる」が93施設（58.5%）、「20歳以降も事情により措置延長が認められる」が12施設（7.5%）となっている。一方、契約児童の18歳以降の対応は「18歳到達日以降の支給期間延長は原則として認められない」が9施設（5.7%）、「高校（高等部）卒業までは支給期間延長が認められるが、それ以降は認められない」が73施設（45.9%）、「高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの支給期間延長が認められる」が49施設（30.8%）、「20歳以降も事情により支給期間延長が認められる」が24施設（15.1%）となっている。高等部卒業までしか在所延長が認められない割合は契約の方が高く、逆に事情により20歳まで在所延長が認められる割合は措置のほうが高くなっている。

表77 18歳以降の対応

	措置	%	契約	%
18歳到達日以降の延長は原則として認められない	7	4.4	9	5.7
高校（高等部）卒業までは延長が認められるが、それ以降は認められない	42	26.4	73	45.9
高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの延長が認められる	93	58.5	49	30.8
20歳以降も事情により延長が認められる	12	7.5	24	15.1
不明・無回答	11	6.9	13	8.2
施設実数	159	100	159	100

5. 利用者負担金の未収状況

利用者負担の未収状況〔表78〕は、平成28年度の未収が53施設298人（うち平成27年度未収人数は155人）となっている。前年度調査では、57施設506人（うち平成26年度未収人数は240人）であり、未納人数、未収額とも年々減少傾向にある。この状況は、施設だけの責任では済まされないため、何らかの措置を要望する必要があるだろう。

表78 利用者負担の未収状況

	計
平成28年度未収人数	298
施設数	53
平成28年度未収額（単位千円）	22,070
うち平成27年度未収人数	155
施設数	35
うち平成27年度未収額（単位千円）	15,896

6. 苦情解決の実施状況

苦情受付件数〔表79〕をみると、平成28年度に苦情が1件以上寄せられたと回答した施設が56施設（35.2%）、総件数は215件、1施設平均3.8件であった。これを件数別にみると、1～4件が42施設（26.4%）、5件～9件が13施設（8.2%）、10件以上は1施設（0.6%）であった。なお0件は74施設（46.5%）であった。

表79 苦情受付件数

	施設数	%	件数計
平成28年度苦情受付総数	130		215
0件	74	46.5	
1～4件	42	26.4	
5～9件	13	8.2	
10件～	1	0.6	
無回答	29	18.2	
計	159	100	

苦情の内容〔表79-2〕は、「生活支援に関すること」が52施設151件、1施設平均2.9件、「施設運営に関すること」が9施設11件、「その他」が24施設53件で、日常生活に関する苦情が多くなっている。

苦情受付総数は前年度調査の236件から215件に減少しているが、施設運営や生活支援に対する苦情が潜在化しないためにも、日々の実践の中で見落としのないようにしていかなければならない。

表79-2 苦情の内容

	施設数	%	件数計
施設運営に関すること	9	16.1	11
生活支援に関すること	52	92.9	151
その他	24	42.9	53
苦情のあった施設数	56	100	215

第三者委員等との相談頻度〔表79-3〕は、最も多い頻度は「年に1回」70施設（44.0%）、次いで「学期に1回」22施設（13.8%）、「月1回」は14施設（8.8%）で前年度とほぼ同様で、日常的な活動というより形式的なレベルにある状況は変わらない。「相談の機会はない」との回答は44施設（27.7%）で、前年度41施設（25.9%）よりやや増加している。今後、第三者委員の活動を形式的なものに止めずに福祉サービスの質の向上が図られるような実質的な活動にしていくためには、積極的に取り組んでいる施設の活動等を参考にしていくことが必要であろう。

表79-3 第三者委員等との相談頻度

	施設数	%
月1回	14	8.8
学期に1回	22	13.8
年に1回	70	44.0
相談の機会はない	44	27.7
無回答	9	5.7
計	159	100

調査票 C

※この調査票は、障害児入所施設（福祉型・医療型）、のみご回答ください。

全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査票【事業利用単位】

（平成29年6月1日現在）

記入責任者 氏名		職名
-------------	--	----

《留意事項》

1. 本調査票は障害児入所施設（福祉型・医療型）事業を対象としています。

当該事業を利用する利用者の状況についてご回答ください。

- ①「障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて児童福祉法による「経過的施設入所支援」、「経過的生活介護」、「経過的療養介護」等の事業を実施する場合は、両事業の利用者も含めて「障害児入所施設（福祉型・医療型）」としてご回答ください。

例：障害児入所施設（福祉型・医療型）に併せて経過的施設入所支援、経過的生活介護、経過的療養介護、を実施
→ 調査票は1部作成（「障害児入所施設（福祉型・医療型）」で1部）

- ②従たる事業については、当該事業の利用者を主たる事業に含めてご回答ください。

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて平成29年6月1日現在でご回答ください。

3. 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

☆下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。（印字がない部分をご記入ください。）

施設・事業所の名称		電話	
上記の所在地			
経営主体の名称			
施設・事業の種類 ※1つの事業所で2つ以上の事業を実施している場合は、1事業ごとに調査票（コピー）を作成してください。	※施設・事業の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当の番号を選択してください。	01. 障害児入所施設（福祉型・医療型） 02. 児童発達支援センター 11. 療養介護 12. 生活介護 13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 14. 自立訓練（宿泊型） 15. 就労移行支援 16. 就労継続支援 A 型 17. 就労継続支援 B 型 18. 施設入所支援 20. 多機能型 20-11. 療養介護 20-12. 生活介護 20-13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 20-14. 自立訓練（宿泊型） 20-15. 就労移行支援 20-16. 就労継続支援 A 型 20-17. 就労継続支援 B 型	

[1]定員	人	開設年月	移行年月
-------	---	------	------

☆恐れ入りますが、調査票3ページ右下枠内に番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

		(1) 契約・措置利用者数(合計)				①男 ★ 人		②女 ☆ 人		計 ● 人							
		(2) 年齢別在籍者数															
[2] 現在員	年齢	2歳以下	3~5歳	6~11歳	12~14歳	15~17歳	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上	計
	1.男																★
	2.女																☆
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人
	(1)(2)のうち措置児・者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
の男女別人員計は一致すること	(3) 平均年齢 ※小数点第2位を四捨五入すること																
	(4) 利用・在籍年数別在籍者数※障害者自立支援法事業の施行(平成18年10月)による新たな事業への移行から利用・在籍している年数で計上すること ※「18.施設入所支援」、「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」は旧法施設からの利用・在籍年数で計上すること																
	在籍年数	0.5年未満	0.5~1年未満	1~2年未満	2~3年未満	3~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~30年未満	30~40年未満	40年以上	計				
	1.男												★				
	2.女												☆				
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人					
[3] 障害支援区分別在籍者数		※「療養介護」、「生活介護」、「18.施設入所支援」のみ回答のこと				非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明・未判定	計			
※[2]の人員計と一致すること						人	人	人	人	人	人	人	人	● 人			
※「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」に併せて経過施設入所支援、経過的生活介護を実施する場合は対象者のみ計上のこと						人	人	人	人	人	人	人	人	人			
[4] 療育手帳程度別在籍者数		1. 最重度・重度		2. 中軽度			3. 不所持・不明			計							
※[2]の人員計と一致すること		人		人			人			● 人							
[5] 身体障害の状況		手帳所持者実数	手帳に記載の障害の内訳 ※重複計上可	1. 視覚	2. 聴覚	3. 平衡	4. 音声・言語又は咀嚼機能	5. 肢体不自由	6. 内部障害								
※身体障害者手帳所持者についてのみ回答のこと		○ 人		人	人	人	人	人	人								
[6] 身体障害者手帳程度別在籍者数		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計									
※[5]の手帳所持者実数と一致すること		人	人	人	人	人	人	○ 人									
※重複の場合は総合等級を回答																	
[7] 精神障害者保健福祉手帳の程度別在籍者数		1級	2級	3級	計												
		人	人	人	人												
[8] 精神障害の状況		1. 自閉スペクトラム症(広範性発達障害、自閉症など)		2. 統合失調症		3. 気分障害(周期性精神病、うつ病障害など)		4. てんかん性精神病		5. その他(強迫性心因反応、神経症様反応など)		計					
※医師の診断名がついているもののみ記入すること				人		人		人		人		人					
※てんかんとてんかん性精神病は区別し、てんかん性精神病のみ計上のこと				人		人		人		人		人					
※その他の欄に精神遅滞は計上しないこと				人		人		人		人		人					
[9] 「てんかん」の状況		[10] 認知症の状況		1. 医師により認知症と診断されている人数		2. 医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数											
※てんかんとして現在服薬中の人数		人		うちダウン症の人数		うちダウン症の人数											
		人		人		人											
[11] 矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数		1. 矯正施設		2. 更生保護施設		3. 指定入院医療機関		計									
※矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をさす(基準日現在)		人		人		人		人									
[12] 上記[11]のうち地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数								人									
※「18.施設入所支援」「自立訓練(宿泊型)」のみ回答のこと								人									

[13]支援度	支援度の指標	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない				
[13]－A 日常生活面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	基本的な生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それが無いと生命維持も危ぶまれる。	基本的な生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面で介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分のため、一部介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的な生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。	計			
	人員	人	人	人	人	人	● 人			
[13]－B 行動面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。	計			
	人員	人	人	人	人	人	● 人			
[13]－C 保健面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	身体健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的な精神変動がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。	計			
	人員	人	人	人	人	人	● 人			
[14]日常的に医療行為等を必要とする利用者数を必要とする利用者数 ※事業所内（職員・看護師）によるもののみ計上すること ※医療機関への通院による医療行為等は除く	1. 点滴の管理（持続的） ※1	人	7. 気管切開の管理	人	13. 浣腸（市販の物以外の座薬も含む）	人				
	2. 中心静脈栄養 ※2（ポートも含む）	人	8. 喀痰吸引（口腔・鼻腔・カニューレ内）	人	14. 排便	人				
	3. ストーマの管理 ※3（人工肛門・人工膀胱）	人	9. 経管栄養の注入・水分補給（胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）	人	15. じょく瘡の処置	人				
	4. 酸素療法	人	10. インシュリン療法	人	16. 疼痛の管理（がん末期のバインコントロール）	人				
	5. 吸入	人	11. 導尿	人	17. 巻き爪、白癬爪の爪切り	人				
	6. 人工呼吸器の管理 ※4（侵襲、非侵襲含む）	人	12. カテーテルの管理（ Condom・留置・膀胱ろう）	人	計	人				
	※1…長時間（24時間）にわたり点滴をおこない、針の刺し直し（針刺・抜針）も含む ※2…末梢からの静脈点滴が難しい方におこなう処置 ※3…皮膚の炎症確認や汚物の廃棄 ※4…カニューレ・気管孔の異常の発見と管理									
[15] 週当たりの利用契約状況		7日/週	6日/週	5日/週	4日/週	3日/週	2日/週	1日/週	その他	計
※[2]の人員計と一致すること										
※日中活動事業（所）・「02.児童発達支援センター」のみ回答のこと		人	人	人	人	人	人	人	人	● 人
[16] 複数事業（所）利用者数				※定期的に利用する日中活動サービスとは療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園とする		人				
※日中活動事業（所）・「02.児童発達支援センター」のみ回答のこと										
※定期的に利用する日中活動サービスが他にある場合のみ回答のこと										
※同一事業を複数個所で利用している場合も計上のこと										
[17] 日中活動利用者の生活の場の状況		1. 家庭（親・きょうだいと同居）		人		5. 福祉ホーム		人		
※[2]と人員計が一致すること		2. アパート等（主に単身・配偶者有り）		人		6. 施設入所支援		人		
※日中活動事業所のみ回答のこと		3. グループホーム・生活寮等		人		7. その他		人		
※利用契約をしている利用者の実数を回答のこと		4. 自立訓練（宿泊型）		人		計		● 人		
[18] 施設入所支援利用者の日中活動の状況		1. 同一法人敷地内で活動		人				人		
※[2]と人員計が一致すること		2. 同一法人で別の場所（敷地外）で活動		人				人		
※「18.施設入所支援」のみ回答のこと		3. 他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動		人				人		
※「01.障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて実施する経過的施設入所支援は除く		4. その他の日中活動の場等で活動		人				人		
				計				● 人		

☆恐れ入りますが、調査票1ページ右下枠内の番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

[19]ーA 平成 28 年度新規入所者の入所前（利用前）の状況 (28 年 4 月 1 日～29 年 3 月 31 日の 1 年間)				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1) と (2) の人員計が一致すること			
※該当期間に他の事業種別に転換した事業所はすべての利用者について回答のこと							
(1) 生活の場		(人)		(2) 活動の場		(人)	
1.家庭(親・きょうだいと同居)		15.精神科病院		1.家庭のみ		15.老人福祉・保健施設	
2.アパート等(主に単身)		16.施設入所支援		2.一般就労		16.一般病院・老人病院(入院)	
3.グループホーム・生活寮等		17.自立訓練(宿泊型)		3.福祉作業所・小規模作業所		17.精神科病院(入院)	
4.社員寮・住み込み等		18.少年院・刑務所等の矯正施設		4.職業能力開発校		18.療養介護	
5.職業能力開発校寄宿舎		19.その他・不明		5.特別支援学校(高等部含む)		19.生活介護	
6.特別支援学校寄宿舎				6.小中学校(普通学級)		20.自立訓練	
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)				7.小中学校(特別支援学級)		21.就労移行支援	
8.児童養護施設				8.その他の学校		22.就労継続支援 A 型	
9.乳児院				9.保育所・幼稚園		23.就労継続支援 B 型	
10.児童自立支援施設				10.障害児入所施設(福祉型・医療型)		24.地域活動支援センター等	
11.知的障害者福祉ホーム				11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.少年院・刑務所等の矯正施設	
12.救護施設				12.児童養護施設		26.その他・不明	
13.老人福祉・保健施設				13.乳児院			
14.一般病院・老人病院		計		14.救護施設		計	
[19]ーB 平成 28 年度退所者の退所後(契約・措置解除後)の状況 (28 年 4 月 1 日～29 年 3 月 31 日の 1 年間)				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1) と (2) の人員計が一致すること			
(1) 生活の場		(人)		(2) 活動の場		(人)	
1.家庭(親・きょうだいと同居)		14.施設入所支援		1.家庭のみ		15.一般病院・老人病院(入院)	
2.アパート等(主に単身)		15.自立訓練(宿泊型)		2.一般就労		16.精神科病院(入院)	
3.グループホーム・生活寮等		16.少年院・刑務所等の矯正施設		3.福祉作業所・小規模作業所		17.療養介護	
4.社員寮・住み込み等		17.その他・不明		4.職業能力開発校		18.生活介護	
5.職業能力開発校寄宿舎		小計		5.特別支援学校(高等部含む)		19.自立訓練	
6.特別支援学校寄宿舎		18.死亡退所		6.小中学校(普通学級)		20.就労移行支援	
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)				7.小中学校(特別支援学級)		21.就労継続支援 A 型	
8.児童養護施設				8.その他の学校		22.就労継続支援 B 型	
9.知的障害者福祉ホーム				9.保育所・幼稚園		23.地域活動支援センター等	
10.救護施設				10.障害児入所施設(福祉型・医療型)		24.少年院・刑務所等の矯正施設	
11.老人福祉・保健施設				11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.その他・不明	
12.一般病院・老人病院				12.児童養護施設		小計	
13.精神科病院				13.救護施設		26.死亡退所	
		計		14.老人福祉・保健施設		計	

[20] 就職の状況 ※「児童発達支援センター」、「自立訓練(宿泊型)」、「施設入所支援」は除く。職場適応訓練は除く。									
イ. 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の 1 年間に調査すること									
ロ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合も記入のこと									
ハ. 「事業利用(在所)年月」の欄は、現事業(所)での利用(在所)期間を記入のこと									
ニ. 「知的障害の程度」は、児童相談所または更生相談所の判定より記入すること									
ホ. [19]ーB、(2)活動の場、2一般就労の人数と一致すること									
No.	就職時 年齢	性別	事業利用 (在所)年月	知的障害の程度 (別表 1 より)	年金受給の有無 (別表 2 より)	雇用先の業種	仕事の内容	就職時の給与 (月額)	就職時の生活の場 (別表 3 より)
例	20 歳	男	2 年 か月	4	4	飲食店	接客・食器洗浄	¥ 80,000	1
1									
2									
3									
4									
5									
6									

[21]介護保険サービスへの移行・併給状況									
※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。									
イ、平成28年4月1日～平成29年3月31日の1年間に新規に移行又は併給を開始した者を計上すること									
No.	移行・併給開始年齢	性別	知的障害の程度 (別表1より)	障害支援区分	移行前の生活の場 (別表4より)	移行後の生活の場 (別表5より)	介護認定区分 (別表6より)	移行・併給後に利用を開始した別表(5)のうち4～7以外の介護保険サービス (別表7より)複数選択可	移行・併給開始の理由 (別表8より)
1	歳								
2									
3									
4									
5									
6									

[22]死亡の状況										
※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。										
イ、平成28年4月1日～平成29年3月31日の1年間を調査すること										
ロ、退所後6か月程度で死亡したケースも記入すること										
ハ、[19]-B、(1)生活の場、18死亡退所 の人数と一致すること										
No.	死亡時年齢	性別	知的障害の程度 (別表1より)	死亡場所 (別表9より)	死因 (右より選択)					
1	歳					1. 病気 2. 事故 3. その他				
2										
3										
4										
5										
6										

別表1	1. 最重度	2. 重度	3. 中度	4. 軽度	5. 知的障害なし
別表2	1. 有：1級	2. 有：2級	3. 有：その他（厚生年金・共済年金）	4. 無	
別表3	1. 家庭 5. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等	3. グループホーム・生活寮等 6. 福祉ホーム	7. その他	4. 社員寮等 8. 不明
別表4	1. 家庭（親・きょうだいと同居） 4. 社員寮・住み込み等 7. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等（主に単身）	3. グループホーム・生活寮等 5. 知的障害者福祉ホーム	6. 施設入所支援	8. その他・不明
別表5	1. 家庭 4. グループホーム（認知症対応） 7. 介護療養型医療施設	2. アパート	3. グループホーム（障害福祉）	5. 特別養護老人ホーム	6. 介護老人保健施設
別表6	1. 要支援1 4. 要介護2 7. 要介護5	2. 要支援2	3. 要介護1	5. 要介護3	6. 要介護4
別表7	1. デイサービス・デイケア 3. 短期入所（ショートステイ）	2. 訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス）	4. 訪問看護	5. その他	
別表8	1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった。 2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた 3. 本人の希望により				
別表9	1. 施設	2. 病院	3. 家庭	4. その他	5. その他

〔障害児入所施設（福祉型・医療型）専門項目〕以下より障害児入所施設（福祉型・医療型）のみご回答ください

[23] 設置・経営主体 ※	<input type="checkbox"/> 1. 公立公営（ <input type="checkbox"/> A. 直営 <input type="checkbox"/> I. 事業団 <input type="checkbox"/> U. 事務組合） <input type="checkbox"/> 2. 公立民営 <input type="checkbox"/> 3. 民立民営																	
※公立公営施設で指定管理者制度の場合は、受託が民間法人の場合は公立民営とする。また、民間移管により社会福祉法人に運営主体が完全に移行したものは民立民営とする。																		
[24] 経過的障害者支援施設	<input type="checkbox"/> 1. 指定を受けている <input type="checkbox"/> 2. 指定を受けていない																	
[25] 在籍児の出身エリア	1. 都道府県の数（ ）都道府県									2. 区市町村の数（ ）か所								
	3. 措置・契約支給決定している児童相談所の数（ ）か所																	
[26] 在籍児（措置・契約）の入所時の年齢（平成 29 年 6 月 1 日現在の在籍児）																		
年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
[27] 平成 28 年度（H28. 4. 1～H29. 3. 31）の新規入所児童の年齢別状況（年齢は入所時の年齢）																		
	5歳以下				6～11歳				12～14歳				15～17歳				計	
措置	人				人				人				人				人	
契約	人				人				人				人				人	
[28] 入所理由（平成 29 年 6 月 1 日現在の在籍児）																		
※1. 理由が重複する場合は、それぞれの欄に数値を計上。入所理由の判断は、児童相談所の児童票のほかに家族との面談等により判断し、主たる要因とそれに付随する要因に分けて計上のこと。																		
※2. 28 年度入所児の欄は、平成 28 年度（H28. 4. 1～H29. 3. 31）に新規入所してきた人についてのみ計上のこと。																		
内 容		在籍児・者全員について								うち 28 年度入所児について								
		主たる要因				付随する要因				主たる要因				付随する要因				
		措置		契約		措置		契約		措置		契約		措置		契約		
家庭の状況等	1. 親の離婚・死別	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	2. 家庭の経済的理由	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	3. 保護者の疾病・出産等	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4. 保護者の養育力不足	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	5. 虐待・養育放棄	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	6. きょうだい等家族関係	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	7. 住宅事情・地域でのトラブル	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
本人の状況等	1. ADL・生活習慣の確立	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	2. 医療的ケア	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	3. 行動上の課題改善	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4. 学校での不適応・不登校	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	5. 学校就学・通学のため	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	6. その他	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

[29]虐待による入所児の状況						
①平成28年度の新規入所児童のうち虐待による入所児童（児童票や家庭での生活実態等から虐待と判断できるケースも含む）						
	被虐待児			うち児童相談所から認定		
男	人			人		
女	人			人		
②虐待及びその恐れがあると判断される上記の入所児童のうち、契約で入所しているケース						
人						
③虐待の内容（※重複計上可）						
	平成28年度入所	1. 身体的虐待	2. 性的虐待	3. ネグレクト	4. 心理的虐待	計
	男	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人
	計	人	人	人	人	人
④平成29年6月1日現在 被虐待児受入加算を受けている人数						
人						
⑤上記のほかに被虐待児受入加算を受けたことがある児童の人数						
人						

[30]在籍児の就学・就園の状況（平成29年6月1日現在）													
①就学前児童の状況（活動形態）							②義務教育年齢の児童の状況（就学形態）						
1. 幼稚園への通園	人						1. 訪問教育	人					
2. 保育所に通所	人						2. 施設内分校・分教室	人					
3. 児童発達支援事業等療育機関	人						3. 特別支援学校小・中学部	人					
4. 園内訓練	人						4. 小中学校の特別支援学級	人					
5. その他	人						5. 小中学校の普通学級	人					
計	人						計	人					
③義務教育修了後の児童の状況（就学・活動形態）													
1. 訪問教育	人						4. 高等特別支援学校	人					
2. 施設内分校・分教室	人						5. 特別支援学校専攻科	人					
3. 特別支援学校高等部	人						6. 一般高校	人					
計							人						
④就学学年（平成29年6月1日現在）													
小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	高1	2	3	計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	

[31]家庭の状況（平成29年6月1日在籍児童）※人数は兄弟姉妹の場合も各々カウント			
家庭の状況		人数	その内措置人数
1. 両親世帯		人	人
2. 母子世帯		人	人
3. 父子世帯		人	人
4. きょうだいのみ世帯		人	人
5. 祖父母・親戚が保護者として対応の世帯		人	人
6. その他		人	人
計		人	人
7. 兄弟姉妹で入所		世帯	世帯
		人	人

[32] 帰省について（平成 28 年度実績）									
	1. 週末（隔週）ごとに帰省	2. 月に 1 回程度	3. 年に 1～2 回程度	4. 帰省なし					
措置	人	人	人	人					
契約	人	人	人	人					
「4. 帰省なし」の児童が帰省できない理由（主な理由）									
	1. 家族がいない			人					
	2. 地理的条件で困難			人					
	3. 本人の事情で帰らない			人					
	4. 家庭状況から帰せない			人					
	5. その他（理由 _____）			人					
[33] 面会等訪問の状況（平成 28 年度実績）									
	1. 家族の訪問なし			人					
	2. 週末（隔週）ごとに家族が訪問			人					
	3. 月に 1 回程度家族が訪問			人					
	4. 年に 1～2 回程度家族が訪問			人					
	5. 職員が引率して家庭で面会			人					
	6. 面会の制限が必要な児童			人					
	計			人					
[34] 退所児・者の状況									
①平成 28 年度の退所児・者数									
	5 歳以下	6～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	18～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40 歳以上	計
措置	人	人	人	人	人	人	人	人	人
契約	人	人	人	人	人	人	人	人	人
②平成 28 年度に契約児童で利用料等滞納のまま退所した児・者数									人
③平成 28 年度に退所した児童のフォローアップ ※進路先への引継ぎ訪問、家庭訪問等を含む									
<input type="checkbox"/> 1. 実施した _____ 人 _____ 回 <input type="checkbox"/> 2. 実施していない									
[35] 障害の状況（平成 29 年 6 月 1 日現在）									
①重度加算認定数		措置費	人	施設給付費（契約）	人				
②強度行動障害加算認定数		措置	人	契約	人				
③重度重複障害加算認定数		措置	人	契約	人				
④行動上の困難さの状況 ※重複計上可									
行動特性		月 1 回程度	週 1 回以上	行動特性	月 1 回程度	週 1 回以上			
1. 強いこだわり		人	人	10. 徘徊・放浪	人	人			
2. 自傷行為		人	人	11. 盗癖	人	人			
3. 他傷、他害		人	人	12. 性的問題	人	人			
4. 奇声・著しい騒がしさ		人	人	13. 異食・過食・反すう・多飲水	人	人			
5. 無断外出		人	人	14. 不潔行為（弄便・唾遊び等）	人	人			
6. 器物破損等激しい破壊行為		人	人	15. 弄火	人	人			
7. 著しい騒がしさ		人	人	16. 睡眠の乱れ	人	人			
8. 多動・飛び出し行為		人	人	17. 緘黙	人	人			
9. 寡動・行動停止		人	人	18. その他	人	人			

[36]服薬の状況（平成29年6月1日現在で服薬している数：重複計上可）

① 服薬の内容

抗精神薬	1. 抗てんかん薬	2. 抗精神薬・抗不安薬	3. 睡眠導入薬
	人	人	人
慢性疾患 (1ヶ月以上服用している場合)	1. 心臓疾患	2. 腎臓疾患	3. 糖尿病
	人	人	人
	4. 喘息	5. 貧血	6. その他
	人	人	人

② 受診形態と受診科目の状況（平成28年度実績）※受診科目は平成28年度の実人員と延べ回数

受診科目	実人数	延べ回数
1. 精神科・脳神経外科	人	回
2. 小児科・内科	人	回
3. 外科・整形外科	人	回
4. 歯科	人	回
5. その他	人	回
合計	人	回

[37]入院の状況 ※該当する番号の口にレ点を記入

①平成28年度の入院

1. 入院あり（_____人 延べ日数_____日（うち付添日数_____日）） 2. ない

② 健康保険の資格停止・無保険（契約児）

1. いる（平成28年度延べ_____人 平成29年6月1日_____人） 2. ない

③ 経済的負担で通院を見合わせた事例（平成28年度～現在まで）

1. ある（_____人 延べ_____回） 2. ない

④ 医療費の支払いの滞納事例（平成29年5月末現在）

1. いる（_____人 延べ_____円） 2. ない

[38]施設建物の形態について

※該当する番号の口にレ点を記入

※生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位とする。

1. 居住棟一体型（多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む）
2. 居住棟分離型（構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造）
3. 居住棟分棟型（生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造）
4. 居住棟分離・分棟併用型（敷地内に上記2、3を合わせて設けている構造）
5. 敷地外に生活の場を設けている(自活訓練も含む)
 ⇒SQ（_____）か所、その場合、食事は1. 本体施設から配食 2. 自前調理 3. 配食+自前調理

[39]居住スペースと生活援助スタッフの構成について

※生活単位の規模別の状況を下表に計上のこと。なお、上記設問[38]施設建物の形態について「1. 居住棟一体型」を選択した施設は、独立した援助（活動）単位を生活単位に置き換えて計上のこと。

※専任スタッフ数は、規模別に複数の単位がある場合はその合計数を計上のこと。

生活単位規模	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人以上
1. 生活単位の設置数				
2. その専任スタッフ数（人）				

[40] 「自活訓練事業」及び準じた取り組み(平成29年6月1日現在) ※該当する番号の□にレ点を記入							
□1. 実施している		□2. 今後実施する予定					
自活訓練加算対象		措置 _____人		契約 _____人		加算対象外(独自の事業) _____人	
[41] 障害児等療育支援事業(都道府県の地域生活支援事業による事業等)及び療育相談事業等							
□1. 実施している		□2. 法人内の他施設が実施している			□3. 実施していない		
実施している場合、事業内容別に平成28年度の実施件数等							
①訪問療育等指導事業							件
②外来療育等相談事業							件
③施設支援事業	保育所・幼稚園					件	
	学校					件	
	作業所					件	
	その他					件	
[42] 日中一時支援事業の実施 ※該当する番号の□にレ点を記入							
□1. 実施している		□2. 実施していない					
実施の市区町村数		日中一時支援事業の実績(実施している事業所のみ)(平成28年4月~29年3月)					
市区町村	実人員			延べ人数			
	人			人			
[43] 福祉教育等の事業の実施 ※該当する番号の□にレ点を記入							
□1. 実施している		□2. 実施していない					
⇒SQ 平成28年度(H28. 4. 1~H29. 3. 31)の受入れ							
①小・中・高校生のボランティア・体験実習							人
②民間ボランティア							人
③学校教員・教職免許の体験実習							人
④単位実習	保育士					人	
	社会福祉士・主事					人	
⑤施設職員の現任訓練							人
⑥上記以外の受入れ(具体的内容)()							人
[44] 地域との交流について ※該当の全ての□にレ点を記入							
□1. 入所児の地域行事・地域活動等への参加		□2. 地域住民の施設行事への参加					
□3. 施設と地域との共催行事の実施		□4. 地域住民をボランティアとして受け入れ					
□5. 地域の学校等との交流		□6. 施設と地域が共同で防災・防犯訓練を実施					
□7. 子育てや障害に関する相談会・講演会の実施		□8. 施設設備の開放や備品の貸し出し					
□9. その他()							
[45] 児童と直接支援職員の比率(平成29年6月1日現在)							
※直接支援職員とは児童指導員・保育士・各種療法士をさし、非常勤の場合は、0.5人と数える。							
但し、それらの職種でも外来療育や巡回相談等入所児童以外を対象とした業務に専従している職員は除く。							
※小数第2位以下を四捨五入すること							
①定員との比率	定員	人	÷	直接支援職員数	人	=	.
②在籍児童数との比率	在籍児童数	人	÷	直接支援職員数	人	=	.

[46] 施設の運営費について					
① 現行の加算について ※該当の全ての口にレ点を記入					
<input type="checkbox"/> 1. 児童発達支援管理責任者専任加算	<input type="checkbox"/> 2. 職業指導員加算	<input type="checkbox"/> 3. 重度障害児支援加算			
<input type="checkbox"/> 4. 重度重複障害児加算	<input type="checkbox"/> 5. 強度行動障害児特別支援加算	<input type="checkbox"/> 6. 幼児加算			
<input type="checkbox"/> 7. 心理担当職員配置加算	<input type="checkbox"/> 8. 看護師配置加算	<input type="checkbox"/> 9. 入院・外泊時加算			
<input type="checkbox"/> 10. 自活訓練加算	<input type="checkbox"/> 11. 入院時特別支援加算	<input type="checkbox"/> 12. 地域移行加算			
<input type="checkbox"/> 13. 栄養士配置加算	<input type="checkbox"/> 14. 栄養ケアマネジメント加算	<input type="checkbox"/> 15. 小規模グループケア加算			
② 自治体の加算措置について ※公立施設は、国措置費・給付費を超えた運営費の場合は「ある」を選択					
1. 職員配置等の事務費の補助	<input type="checkbox"/> a. ある	<input type="checkbox"/> b. ない			
2. 事業費に対する加算措置	<input type="checkbox"/> a. ある	<input type="checkbox"/> b. ない			
[47] 在所延長規定の廃止に伴う今後の児童施設としての計画について ※該当する番号の口にレ点を記入					
① 今後の対応の方針					
<input type="checkbox"/> 1. 児童施設として維持	<input type="checkbox"/> 2. 障害者支援施設を併設	<input type="checkbox"/> 3. 障害者支援施設に転換			
② 児童施設の定員					
<input type="checkbox"/> 1. 現行定員を維持する	<input type="checkbox"/> 2. 定員を削減する	⇒削減数 _____人			
③ 障害種別の一元化に際し、他の障害の受入れに伴う設備・構造					
<input type="checkbox"/> 1. 身体障害の車椅子対応	⇒ <input type="checkbox"/> a. 現状で可能	<input type="checkbox"/> b. 改築等が必要	<input type="checkbox"/> c. 受入れ困難		
<input type="checkbox"/> 2. 盲・ろうあ児の受入れ	⇒ <input type="checkbox"/> a. 現状で可能	<input type="checkbox"/> b. 改築等が必要	<input type="checkbox"/> c. 受入れ困難		
[48] 在所延長している児童の見通しについて(本人の能力等からみて)					
1. 家庭引き取り	_____人	2. 単身生活	_____人		
3. 障害者支援施設の対象	_____人	⇒うち 29 年度末までに移行が可能な人	_____人		
4. グループホームの対象	_____人	⇒うち 29 年度末までに移行が可能な人	_____人		
[49] 児童相談所との関係 ※該当する番号の口にレ点を記入					
① 児童福祉司等の訪問	<input type="checkbox"/> 1. 平成 28 年度に訪問があった ⇒児童相談所数 _____ か所 _____ 回				
	<input type="checkbox"/> 2. 児童福祉司等の訪問はない				
② 児童相談所との連携	<input type="checkbox"/> 1. 県単位で児童相談所と施設の定期協議を行っている				
	<input type="checkbox"/> 2. 定期的に児童相談所を訪問して協議を行っている				
	<input type="checkbox"/> 3. 不定期であるが児童相談所を訪問して協議を行っている				
	<input type="checkbox"/> 4. 特に行っていない				
③ 措置児童の 18 歳以降の対応	<input type="checkbox"/> 1. 18 歳到達日以降の措置延長は原則として認められない				
	<input type="checkbox"/> 2. 高校(高等部)卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない				
	<input type="checkbox"/> 3. 高校(高等部)卒業後も、事情により 20 歳までの措置延長が認められる				
	<input type="checkbox"/> 4. 20 歳以降も事情により措置延長が認められる				
④ 契約児童の 18 歳以降の対応	<input type="checkbox"/> 1. 18 歳到達日以降の支給期間の延長は原則として認められない				
	<input type="checkbox"/> 2. 高校(高等部)卒業までは支給期間の延長が認められるが、それ以降は認められない				
	<input type="checkbox"/> 3. 高校(高等部)卒業以降も、事情により 20 歳までの支給期間の延長が認められる				
	<input type="checkbox"/> 4. 20 歳以降も事情により支給期間の延長が認められる				
[50] 利用者負担金の未収状況等					
平成 28 年度の未収分	_____人	総額	_____円	うち平成 27 年度以前の未収分	_____人
				総額	_____円
[51] 平成 28 年度の苦情受付の件数					
_____件	その内容	1. 施設運営に関すること	_____件	2. 生活支援に関すること	_____件
				3. その他	_____件
[52] 第三者委員等との相談の頻度 ※該当する番号の口にレ点を記入					
<input type="checkbox"/> 1. 月 1 回程度	<input type="checkbox"/> 2. 学期に 1 回程度	<input type="checkbox"/> 3. 年に 1 回程度	<input type="checkbox"/> 4. 相談の機会はない		

ご協力いただき誠にありがとうございます